

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

山崎利男

はじめに

インドの碑文のなかで特徴的なものの一つは、バラモン、ヒンドゥー寺院、仏教サンガ、ジャイナ教寺院の四者に対するし、王が宗教的目的をもつて村落あるいは土地を施与し、それとともになつて租税免除などの特權を与えたことを銅板に刻した碑文である⁽¹⁾。本稿ではこれを銅板文書とよぶことにする。

銅板文書は、サンスクリットでは、tāmra-sāsana (銅の勅書) とよばれた。あるいは、tāmra-pattra (銅の文書)、またはたんに tāmra-paṭṭa (銅板) とよばれることがあった。現存最古の銅板文書は四世紀前半のものであり、それ以後千数百年にわたって作成された銅板文書が数多く発見されている。十三世紀、ムスリムの政権がデリーに樹立したころまでに作成されたものに限つてみると、そのころまでにバラモンの文化が及んだと考えられるインドのほとんどどのインドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

全域にわたって発見されており、この広大な地域で約千年という非常に長い期間に作成されたにもかかわらず、村落や土地の施与についての銅板文書は、原則としてサンスクリットで書かれ、記載の内容が割一的であり、その形式も一定している。この点は銅板文書の顕著な特色であつて、本稿で銅板文書とよんだのはこの特色を示すためである。

これらの村落や土地の施与を記したもののが、現存の銅板文書の圧倒的な部分を占めている。それらのなかでは、村落施与のものが土地施与のものよりもはるかに数が多いが、村落施与と土地施与との間には、実態は別問題として、銅板文書の記載の上ではいちじるしい相違がない。また、被与者については、バラモンに対する施与がもっとも多く、それがこの施与の特質を示しているが、前述の四者の間では同様に銅板文書の記載の上でいちじるしい相違がない。⁽²⁾

この時代には銅板は貴重な文書の材料として用いられたところから、村落や土地の施与以外の事項を記したもののが発見されている。例えば、別稿で述べたところの五・六世紀にベンガルで作成された土地売買文書⁽³⁾、グジャラートのヴィシヌシエーナの五九二年の文書⁽⁴⁾があり、この時代の歴史を知る上で貴重な資料となつていている。だが、この種の文書は非常に少數が残っているにすぎず、その内容はさまざまであつて、一括して考察することはむずかしい。

他方、村落や土地の施与の文書が綿布や貝葉といった材料をもつて作成されたことは知られている⁽⁵⁾。だが、かかる材料は破損しやすいため、それらは全く残っていない。それだけではなく、銅板文書の記載形式が固定化すると、かかる施与は銅板に刻すのがいわば原則となつて、銅板以外のものに記すことはまれになつたと思われる。それほどにこの施与と銅板文書とは結びつきをもつていたのである。

周知のように、四一二世紀のインドでは、宗教、哲学、文学などの文献が数多く著わされたが、歴史書というに価する文献はほとんどつくられなかつた。そのため、銅板、石柱、石板や寺院の壁面などに刻された碑文は、この時

代の歴史研究の資料としてきわめて重要なものであり、前世紀以来、歴史研究は碑文の研究と並んで進められてきた。この研究でもっとも精力が注がれたのは、王朝の系譜、王の在位年代、軍事・宗教などに関する諸事件や、領域の範囲についてであり、もっぱら碑文によって、王朝や王の名が忘却の淵から拾い上げられて、諸王朝の盛衰の歴史が書かれるようになつたのである。

これらの碑文のなかでは、銅板文書が村落や土地の施与という同じ記載内容をもち、しかも多数発見されていると、いう点で際立つたものである。銅板文書が残されているだけで、その他の碑文がほとんど発見されていない王朝は、いくつも数えることができる。とりわけ北インドでは、この時代のヒンドゥー寺院が多く残っていないため、寺院の壁面に刻された碑文は、八世紀以後の南インドとは比較にならないほど数少なく、南インドでは寺院の碑文がすこぶる多くなつた十一・十二世紀に至つても、ガーハダヴァーハ朝やセーナ朝のような北インドの王朝では、銅板文書以外の碑文はごくわずか発見されているにすぎないのである。

幸いにも、銅板文書には、村落や土地を施与した王とともに、初期にはふつうその父と祖父について記し、六世紀以後にはしだいに歴代の王の軍事的功業と宗教的行為などを長文にわたつて記すようになつた。この記載は美辞麗句が列ねられているが、諸王朝の系譜と盛衰の歴史を知るためにあたつてこれ以上に貴重な資料がないのである。もしも銅板文書が残されていなかつたならば、この時代の諸王朝の歴史は全くわからないものとなつたことであろう。かかる記載を資料として王朝史を再構成する研究は基礎的な仕事である。その成果は積み重ねられて、諸王朝の概論書がつぎつぎと出版された。かくして今日ではこの時代の諸王朝史についてかなり明確に知ることができたようになったのである。

インド独立後には、この時代の支配構造と社会経済について、インド人学者によつて本格的に研究が進められた。とりわけ北インドの歴史については、村落や土地の施与、サーマンタ (sāmanta) による地方支配層、ラウタ (rauta) などの領主層、領主や官吏に対する土地や村落の賜与、貨幣経済の衰退と郷村の自給自足化、耕作者の農奴化などの問題が提起され、この時代の歴史的意義が論じられた。そこでは、ローサンブー (D. D. Kosambi) 氏の研究について、シャルマ (R. S. Sharma) 氏の「⁽⁶⁾印度封建制論」が注目を集め、かれの所論を中心として諸論考が発表されている。この新しい研究においても、その論拠は主として銅板文書に求められている。ひょろに、銅板文書はこの時代、とくに北インドの歴史研究にとってきわめて重要な資料である。

ところで、最近のこれらの研究を見てみると、一つの語彙や語句の解釈からこの時代の歴史的意義の評価に至るまで、相異なる見解が随處に提示されているが、その相違が生まれる一つの要因は、それぞれの資料がどのような性格をもつかについての研究者間の認識の相違にあるように思われる。資料の性格の認識は各研究者の歴史観に深くかかることであろうが、資料それ自体の批判的検討はこの認識を深めるために絶対に必要なものである。それでは、前述の銅板文書についてはどういうふうに検討すべきであろうか。

ねたくしの知るかぎりでは、この点についてすぐれた論文を発表したのは、元インド碑文局長 (Government Epigraphist) チャハラ (B. Ch. Chhabra) 氏である。一九五一年、「Diplomatic of Sanskrit Copper-Plate Grants」と題する論文で、銅板文書の古文書学的研究を提唱した氏は、その記載項目を分類した上、各項目の説明を通じてその形式を検討した。その後この分野の研究があまり進められていないのは残念であり、この研究を等閑視しては、銅板文書の批判的検討は進められないであろう。

チャバラ氏の研究には加えるべきものが多い。例えば、銅板文書は王が発布した村落や土地の施与についての特許状であり、施与を受けた者にとっては、村落や土地を享有する証拠となつた文書である。この性格から銅板文書の内容と形式が規定されることなかつたのであるらうか。もしあつたとしたならば、それはどのような点であらうか。また、銅板文書は内容と形式の上でいかじるしく劃一的であるが、諸王朝の間でどのような記載の相違がみられるのであらうか。年代が降るにつれてあるいは地域が異なることによつて、その記載はどのように違つてゐるのであらうか。このような問題は銅板文書を資料とする歴史的研究とともになさるべきであり、その研究を通じてはじめて解明されねばあらう。

そこで、本稿では、村落や土地の施与についての銅板文書の記載とその性格のあらましを述べ、ついで銅板文書のはじまりをめぐる諸問題について考察することにし、それによつて、今後の銅板文書を資料とする歴史的研究の序説の役割を果させたいと思ふ。

略 称

本稿で使用した略称は、以下のとおりである。

CII Corpus Inscriptionum Indicarum

EI Epigraphy Indica

IA Indian Antiquary

IHQ Indian Historical Quarterly

¹ マハーラーニ古墳文書の著者 D. C. Sircar, *Indian Epigraphy* Delhi, 1965, J. F. Fleet, *Epigraphy, Imperial Gazetteer of India, The Indian Empire*, Vol. 2, Oxford, 1909, pp. 2465, T. N. Subramaniam, *South Indian Temple Inscriptions*,

Vol. 3, Part 2, Madras, 1957, pp. 161-252 参照。

2 10世紀以後に王が領主や官吏に対し村落や土地を賜与したことを記した銅板文書が発見されており、これらは前述の施与の銅板文書にならって作成されたものと思われる。

3 抽稿「五・六世紀ベンガルの土地売買文書についての若干の問題」、東洋文化研究所紀要、一八、一九五九年、参照。

4 抽稿「ガーン・マニーナの五九一年の碑文にみえる法規定」、東洋文化、五〇・五一、一九七一年、参照。

5 本稿第三章参照。

6 抽稿「四—十一世紀北ベンガルの村落・土地の施与」(松井透・山崎利男編『ベンガル史における土地制度と権力構造』、東大出版会、一九七一年)、R. S. Sharma & D. N. Jha, *The economic history of India up to A. D. 1200, trends and prospects, Journal of the Economic and Social History of the Orient*, Vol. 17, 1974, pp. 48-80. 参照。

7 *The Indian Archives*, Vol. 5, 1951, pp. 1-10.

1 銅板文書の劃一性

1 銅板文書の一例

はじめに、銅板文書の一例として、五世紀はじめのヴァーカータカ朝プラバーヴァティーグプター(Prabavatigupta)のナー(Noona)から発見された文書を訳出しておこう。⁽¹⁾

プラバーヴァティーグプターは、グプタ朝第三代チャンドラグプタ一世(1176—115年位)の娘で、ヴ

アーカータカ朝ルドラセーナ⁽¹⁾世 (Rudrasena II) の臣⁽²⁾なり、夫王の死後、彼女の子が王位にあった間、王朝の実権を握っていたように思われ、この銅板文書はこの時期に発布されたものである。彼女を通じて、グプタ朝の威勢がデカンに及び、それにともない、ヴィシヌ信仰とサンスクリットの使用といったグプタ朝の文化がヴァーカータ朝に導入された。⁽⁴⁾

ヴァーカータカ朝の銅板文書は十八発表されてゐる。それらのなかで、この銅板文書は、Vatsagulma Branch の Vāntidevayashakティ一世 (Vindhyaśakti II) のプラーケクリット文書よりも後のものであるが、いわゆる Main Branch のもつとも古い銅板文書である。この記載の内容と形式は同王朝のその後の諸王によつて踏襲されたものである。しかも、これは全文がサンスクリットで書かれており、現存最古のサンスクリット銅板文書の一つであるばかりでなく、現存の銅板文書の最初期のものの一つである。これによつて銅板文書の記載の内容と形式について知ることがやあら。

「成就あれ。ヴィシヌ神によつて勝利あれ。幸あれ。」⁽⁵⁾

Nandivarddhana [ナンド地] から「発布する」。

グプタ朝の最初の王⁽⁶⁾大王 (maharaja)・聖なる (śri 敬称) ガトートカッチャ (Ghatotkacha)⁽⁷⁾。その子、大王・聖なるチャンドラグプタ [一世]⁽⁸⁾。その子にして、リッチャヴァイ [家] の娘なる王妃 (mahadevi)・クマーラデーヴィーから生まれ、多くの馬祠祭 (asvamedha) をおこなつた大王の王 (mahārājādhīraja)・聖なるサムラグプタ。その子、かれによつて親愛され、大地に並ぶやのなく、すべての王を破り、名声は四海を和らげ、多くの牛・貨幣・

イハの銅板文書の形式とそのはじまりについて

家を贈与したといひる、最高のヴァンシム信者 (paramabhaṅgavata) 大王の王・聖なるチャンダラグアタ [11世]。その娘、ダーラナ・ガーナ (Dhāraṇa gotra) のナーガ家 (Nāga-kula) 王身の王妃・聖なるクベーラナーガーから生まれ、両家の飾りにしふ、ガーカータカ家の大王・聖なるハムドゥヤーナ [11世] の后、皇太子 (yuvarāja)・聖なるハイカーハカラヤーナの母、ヴァンシムに帰依した聖なるアラバーカナティーグブターは、

Supratīṣṭha 郡 (āhāra) 内の Vilavañaka の東方、Śirṣa 右の南方、Kadāpiñjana の西方、Śidivavaraka の北方 (おもね Dañguna 本) [註注⁽²⁾] バラモンをはじめとする村のクルクン (家長) たちに対し、健康を述べ、告知する。

汝らに知らせる。『余は、カールティカ月 (Kārtika 十月～十一月) の陽十一日、余自身の功德の成就のために、ヴァンシムの足下に伏しし、カマシムに帰依したアーチャーリヤ (ācārya 师匠)・Chānālasvāmin に伏しし、かつてない贈与をし (apūrvadattya)、水をそそぐ、この村を与える。』

汝らは、慣例の定めに従へ、かぐいの命令を遵守すべし。

これまでの王が認めたといひる四ヴァーダに通じたバラモンのアグラハーラ (cāturdvīdyāgrahāra) の免除が与えられる。そして、bhāta と chatra とが入ることを禁じ、牧草・皮革・木炭〔の提供〕なく、酒〔火薬〕の購入と採掘〔の税〕を免じ、[牛車の] 連續の〔提供〕なく、犠牲の家畜、花と牛乳〔の提供〕を免じ、nidhi と upanidhi とを与え、また kṛpta と upakṛpta とを与える。

将来の王はこれ〔施与村〕を保護すべきであり、増大すべきである。

この文書 (śasana) や無視して、少しやう、かれに対し害をなし、あるいは害をなしうる者は、バラモンの

知らせによつて、罰金をともなう刑罰を科するであろう。

ヴィヤーサ (Vyāsa) はつきの頌を述べてゐる。

『自分が贈与し、あるいは他人が贈与した土地を奪う者は、十万頭の牛を出して罪を贖う』と。

「三年に、この文書は書かれ、Chakradāsa が刻した。」

この銅板文書は一枚の銅板からなる。一組となつた銅板のそれぞれ内側は文字が刻され、外側は全く文字が刻されていない。各銅板の下部の中央は孔があけられ、孔には銅製のリングを通して、二枚の銅板を結びつけて一組のものとしており、リングの結び目には橢円形の小さな銅板の印章がつけられている。この印章には日月の図の下に四行の銘文が記され、それはつきのように訳される。

「ヴァーカータカの飾り、繼承によつて王の吉祥を得た、

皇太子の母の、敵を徵らす文書。⁽¹³⁾」

2 銅板文書の記載項目

銅板文書がどのような事項を記載しているかについては、チャプラ氏がすでに述べている。かれはこの記載について Preamble, Notification, Conclusion といふ三部分に大別し、各部分をさらに分けて全体として十五項目として、各項目について当時新たに発見された銅板文書の記載を例示しながら説明した。⁽¹⁴⁾ この論文を参考として、銅板文書の記載項目を前文・主文・後文の三部分に分つて、つきに簡単に述べることにしよう。

- (A) 前文。(1) 祈願 (mangala)。はじめは siddham (幸あれ) といふ言葉を記し、簡単なものであつたが、しだいにインドの銅板文書の形式とそのはじまりなど)

いに神に帰依し神をたたえる文を記すようになった。

(2) 発布地。それは都であることが一般的であったが、軍事行動や聖地参詣の途次の宿營であつた例が少くない。

(3) 施与者。施与者たる王およびその父祖についての記載である。初期の銅板文書には散文で簡単に記し、王の父祖については父と祖父との名を称号を付けて記す以上の記載はあまりなかつた。しかしに、六世紀以後になると、王とその父祖との軍事的功業、寺院の建立などの宗教的行為、および人格や身体のすぐれたことをたたえる韻文——*prása-sti* とよばれる——が長文にわたつて書かれるようになり、それがしだいに一般化した。そのため、銅板は一枚の大いものかあるいは二枚以上のものが必要になつたし、銅板文書の全記載のなかでこの記載が占める分量が大きくなつて、三分の一を越えることさえあつた。

(4) 告知。ここに告知の対象として記されているのは、初期には、施与された村落や土地を管掌した地方官、および村民であつたが、しだいにその施与に直接関係のない者を記すようになつた。もっとも詳細なのはパーラ朝の銅板文書であつて、そこには皇太子以下の一族、王朝に従属した地域の支配者や領主、中央と地方の多くの官吏、バラモンや土地保有者などの村民、さらにチャーンダーラなどの賤民や種族民までを例挙している。

(B) 主文。(5) 施与の村落あるいは土地。村落の場合、一村落の施与が一般的であったが、二一一五村の施与の例があり、土地施与の場合でも同様に、二区劃以上の土地の施与の例が少くなかった。それらの村落については、村落が属する上級の地方行政区劃を記し、土地の場合には、村落内の位置と面積を記し、兩者ともその四方の境界を明示した。

(6) 被与者。バラモンに対する施与は、被与者が一人であつた例が過半数を占めるが、二人以上であつた例もすこぶる多く、それはインドのほぼ全地域に見られ、この施与の特色を示している。バラモンには、父と祖父の名のほか、

पौरोहित (gotra) とカーダ学派 (carāṇa) がほとんじてねに記され、その上、居住地、もとの居住地、プラヴァラ (pravara)、アーナガ caturvedin (四カーダに通じた者)などの称号が記される例が多い。⁽¹⁵⁾ 他方、ヒンドゥー寺院の例はインドの各地方に見られるが、仏教サンガの例はベンガル、ビハール、サウラーシュトラなどの一定の地域以外にはあまり見出せず、ジャイナ教寺院の例はきわめて少ない。

(7) 施与の目的と動機。その目的は施与者たる王自身と王の父母の宗教的功德の増大という宗教的なものであり、村落や土地からの収入は、バラモンの場合には、王のために五大供犠 (pañcamahayajñāḥ) をはじめとする祭式をおこない、ヒンドゥー寺院や仏教サンガの場合には、日々の祭祀の施行、建物の修復、および宗教者の生活の費用にあてるなどを記す。その際に、施与に至る事情について簡単に記すことが少くなかった。

(8) 被与者に譲与された特権。施与にともなって被与者に対する租税免除をはじめとする特権が譲与された。この記載は、「すべての租税を免じて」という語句を記す簡単なものから、パーラ朝などのように多くの項目を列挙するものまで、諸王朝の銅板文書の間に相違がみられる。

(9) 後文。(10) 村民に対する命令。村民に対して施与に関する命令を遵守して、租税を納めるべきことを記す。

(10) 未来の支配者に対する要請。王の子孫や未來の支配者がこの施与を保護すべきことを記す。

(11) 土地贈与の功德と贈与を破ることの罪悪。土地を贈与しあるいはその贈与を保護することが宗教的功德を増すとしたたえ、これに反して、贈与を破ることは宗教的罪悪であると呪詛する。これは、ヴィヤーサ、マヌ、あるいは『マヌ法典』などのバラモンが尊重した權威ある名をもつて、韻文で記される⁽¹⁶⁾。

(12) 年月日。一般に施与の日を記すが、施与の日と銅板文書作成の日とを記すものもある。

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

(13) 銅板文書の作成にたずさわった者。ふつう、王の施与の命令を伝達した者と文書の文章を作った者の名を記す。

(14) 王の署名と文書の確証。

このように、村落や土地の施与という一定の内容を記した銅板文書には、一定の形式が見られるのである。数多くの銅板文書が発見されているマイトラカ朝とガーハダヴァーハ朝のものを見てみると、ある一人の王の銅板文書は、(5)施与の村落や土地、(6)被与者などの当然異なるべきところを除いて、ほぼ同じ文章が記されているのがふつうであり、一つの王朝では、歴代の王が前の王の記載を継承することが多い。さらに、各王朝の銅板文書では、記載形式ばかりでなく、(4)告知や(8)被与者に譲与される特権の記載といったところまで、その前の王朝の記載を継承していることが多い。この面からも、銅板文書は全体として記載の内容と形式の上で劃一性が見られるようになったのである。

前述の記載項目の順序は、本章のはじめに例示したプラバーヴァティーグブターの銅板文書などの初期の銅板文書にもとづいて記した。諸王朝の銅板文書の順序はほぼこれと同じであるが、(3)施与者たる王とその父祖の記載が韻文で長く記されると、(2)発布地と(4)年月日の記載は主文に入れられた。

そして、各王朝の銅板文書には、この十四項目のすべてが記されているわけではない。施与の文書の性格から、(3)施与者、(5)施与の村落や土地、(6)被与者といった記載は不可欠であるけれども、後文の(9)・(10)といった項目の記載がないことがある。しかし、(4)官吏や村民に対する告知の記載は、全文を韻文で記したカラチュリ朝の銅板文書のわずかの例外を除いて、全銅板文書に見られるのであり、これから前文・主文・後文の三つの部分に分けることができる。これが銅板文書の記載形式の特色である。⁽¹⁷⁾

主文は、王がバラモンなどに対して村落や土地を施与して租税免除などの特権を与えたことを具体的に記したもの

である。かかる施与にあたって、王は施与の内容を官吏と村民とに告知したのであって、それが銅板文書のなかに(4)の告知という記載形式をとつたのである。この点からいえば、本文は告知の内容である。この本文に対し、前文は施与者たる王、同時に本文の告知者、銅板文書の発布者である王自身の記載であり、後文は、村民たちが命令を遵守すべきこと、および未来の支配者がこの施与を保護すべきことを記し、そのあとで銅板文書の作成に關係した者の名を記したものである。

この告知の記載と並んで、銅板文書の特殊性を示しているのは、(3)王およびその父祖の記載である。前述のように、これは非常に長い文章で書かれたことが多い。文書として考えれば、これほどの長文を記す必要はないであろう。それでもかかわらず、当時貴重であった銅を多量に使用して、王とその父祖をたたえる長文を刻したのは、銅板文書が王朝の権威を顯示する意義をもつていたためであろう。

いうまでもなく、銅板文書は村落や土地の施与についての王の特許状である。この施与は一般の人民の土地寄進とちがつて、租税の免除をはじめとする特權を被与者に与えており、この特權は王だけが譲与できるものである。その意味からいえば、銅板文書を発布する権能をもつるのは王だけに限られるであろう。もし他の者が村落や土地を施与し銅板文書を作成しようとすれば、なんらかの方式で、王の特別の認許を受けねばならないであろう。

現存の銅板文書を見ると、王以外に、皇太子や后妃が発布したもののが発見されている。それらのなかには、王の承認を受けたことを記しているものがあるが、かかる記載がないものが多く、本章のはじめに紹介したプラバーヴアティーイークブターの銅板文書もその一例である。

王以外の者がかかる施与をおこないたいと思つたときには、おそらく一定額の貨幣あるいはそれに相應するものを

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

支払つて、王に懇請したのであるうが、その施与は王の名によつておこなわれた。このことは銅板文書自体の簡単な懇請の記載から推測することができる。諸王朝に従属する地域の支配者はこのようない形で王に懇請したが、かれらの勢力が一定程度強大となつた場合、王の承認を得て、かれらは自分の名で銅板文書を作成して村落や土地を施与したのであり、かれらが独立すると、かれらは王朝の承認なしに銅板文書を作成するようになつたであろう。

3 銅板文書の作成過程

前述の⁽¹³⁾銅板文書の作成にたずさわつた者については、七種ほどの関係者の記載があり、それによつて銅板文書の作り方について知ることができる。

まず、王は村落あるいは土地の施与を命令する。これは *sva-mukh-ājñā* あるいは *ājñā svayam* などと表現されてゐるよう、施与者たる王自身によつておこなわれた。ときには王子あるいは王弟によつて命令がなされた。この命令を受ける者は伝達官 (*dūta* or *dūtaka*) であつて、伝達官はこれを施与に關係する官吏に伝えて、施与を実施せしめ、それとともにこの旨を諸官吏や村民に告知せしめた。銅板文書は施与と同日あるいはその直後に作成されるのがふつうであったが、なかには半年後または二年後に作成されたものもある。

銅板文書の文章を書く者は、各王のよどり定まつてゐたようである。その者の職名は *sandhivigrahika* であることが多かつたが、十世紀以後は *karanika* あるいは *kāvastha* が顯著になつた。現存の銅板文書のなかには、前文だけが刻され、主文以下が空白のままとなつてゐる銅板が発見されている。前文は一定してゐるため、前もつて準備しておくことが可能であるから、かれらは宫廷で用意されていたものであろう。そして施与が決定すると、そのあとに

続けて本文以下を刻して完全な銅板文書とするのであるが、なんらかの都合で、本文と後文が刻されずに、宮廷におかれたままになつたのであろう。

文章が作成されると、それを読みなおして確めた。文章の冒頭の欄外に “*pr̥stam*” はあるのは、この確認の証である。このあと王自身が文書の末尾に署名した。現存の銅板文書には、これは当然のことながら他の文字と異なつた筆致で刻されている。署名のほかに、“*sva-hastam*” 及 “*sva-hasto mama*” と記し、あるいは王の標印を捺すこともあり、多くの場合には前述の語句や標印が署名のかわりとして刻された。⁽²⁰⁾

このように確認された文章は、字の巧みな官吏によって銅板の上にペンとインクで書き写した。⁽²¹⁾ インクが乾いたあと、金銀細工の技術者 (*suvarnaka*) が文字を銅板の上に刻し、そのあとで銅板の形をととのえた。

銅板文書には、さらに確認の証として銅製あるいは真鍮製の印章 (*mudrā*) を付けた。銅板が一枚のときには、左端あるいは上端に印章を付けた。一枚以上のときは、銅板に一つあるいは二つの孔をあけて、そこに銅製のリングを通して一組とし、リングの結び目に銅製の印章を付ける。この印章には、ふつう上部に王朝の象徴を表わす図像が描かれ、下部には王の名が記されている。⁽²²⁾ 銅板文書はこの印章を付することによって完成され、真正性が保証されるのである。

銅板文書の作成後、これは被与者に渡された。被与者は施与された村落や土地をこれによつて享有できたのであり、銅板文書はその享有の証拠となつた。そのため、被与者はこれを貴重品として大切に保管したのにちがいない。現に、銅板文書を壺の中に入れたり、あるいは一枚の石板にはさんで、土中に埋めていたことが知られている。⁽²³⁾

前述のように、王自身の署名などによって銅板文書の文章を確認し、王の印章を付してその真正性を保証したのは、

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

銅板文書が証拠としての意味をもつてゐたためである。実際に、王の死亡や王朝の交替によつて新しい王が現われたときなどには、村落や土地の享有についての証拠として銅板文書を調べたようであり、また銅板文書を喪失した場合、銅板文書の再交付を懇請せねばならなかつたし、享有が失なわれた場合には、銅板文書を提出してその享有の回復を懇請せねばならなかつたのである。⁽²⁴⁾

こうした事情から、バラモンのなかには、銅板文書を偽造して村落や土地を享有する者が現われた。七世紀前半のハルシャの Madhubar (Azamgarh District) 銅板文書には、あるバラモンが所持していた偽作文書を打ちこわして、そのバラモンが享有した村落を没収し、それを他の二人のバラモンに施与したことを記している。⁽²⁵⁾ このように偽作文書の存在を示す資料があるばかりでなく、今日発見されている銅板文書のなかに偽作文書と考えられるものが多く存在するのである。⁽²⁶⁾

1 CII. v. pp. 7 ff. cf. EI. xv. pp. 41ff. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 434ff. この銅板文書は Ahmadnagar の Poona に移住した鍛冶工が所有したことだらうが、本来はカーダムベの Hinganghat taluk (Wardha District) にあつたものであつた。Hinganghat 村に出售された。cf. CII. v. pp. 5 & 7, V. M. Karambelkar, *Select Sanskrit Inscriptions*, Nagpur, [1959], pp. 77 & 81. センヒーの発布地 Nandivardhana は、この町の子 Pravarasena II (スラバニヤカーダムベ) がカータカ朝の都であったと考へられるといふのである。Nagpur の近くの Nagardhan に出售された。この王朝の銅板文書はすべてカーダムベのものであるが、この銅板文書は前述のセレヒーのタムベのものである。

2 cf. CII. v. pp. xxiiif., G. Yazdani(ed.), *The Early History of the Deccan*, Oxford, 1960, pp. 175ff. (A. S. Altekar)

D. C. Sircar, *Studies in the Political and Administrative Systems in Ancient and Medieval India*, Delhi, 1974, pp. 33ff.

3 ナの眞田城 | ノの銅板文書が Riddhapur (Amaravati District) から現われた（C II. v. pp. 35ff.）。それは
Pravarasena II の十九年である。アーリヤー、ナーラギー、梵文などである。Vākatakanām-Mahārāja-Sri-Dāmodarasena-Pravasena-
janani である。Damodarasena は Pravarasena が別人であるが、これは「ハシ氏は同一人であつて、
相應する（C II. v. pp. ix, xxiii. n. 5, p. 35）」。Dāmodarasena は「トドガルの世をになふる統領がなつたが、」との注釋

主張してゐる (*C II. v.* pp. ix, xxiii. n. 5, p. 35)。Damodarasena は「こゝにせかんだなんの資料がないが、この王朝の王が同じく sena という名のある別名をもつてゐたので、」云々。Pravarasena II の別名と考へるのはむづらのようである。わたくしが、傳説のものと、Dāmodarasena や Pravarasena II の況て、この時の前後わずかな期間王位にあつて夭折した王と考えた。そ�であるとすれば、彼女は三人の子が王位にゐた十数年間、母后として勢力を振つていたのである。

4 日の田朝の文化と文學 CII. v. Introduction, Chaps. 10 & 11.

¹⁵ CII. v. pp. 96ff. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 431ff.

6 原文は、siddham.jitam bhagavatā. svasti やあいに、謹しがたいものである。

ムドガ Gupta-*dirājah* であるが、Riddhapur 銅板文書には *Guptānāmādītājah* の如き、Gupta は plural genitive である。

なつてゐるので、ミラシ氏に従つて訳しておく。

のと解釈できるであろう。

以上の地名は明確に比定できないが、すべて Hingangha 地区にあつたと考えられている。

クトゥンビンについては、拙稿「五・六世紀ベンガルの土地売買文書についての若干の問題」、第三節参照。

アグラハーラについては第五節参照。

やつら、bhata と chatra は軍隊と警衛、あるいは正規軍と不正規軍、nidhi と upanidhi は埋蔵物と委託物、kripta と

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

upakṛpta たゞ bhāga bhoga と曰ふべく地税と雜税と解釈されしる。以上の被与者に譲与された特權の記載はいづれか、もしくはただこ姓を有するのみ、本文の訳は他日再検討されしむ。cf. D. C. Sircar, *Landlordism and Tenancy in Ancient and Medieval India as Revealed by Epigraphical Records*, Lucknow, 1969, pp. 68f. D. N. Jha, *Revenue System in Post-Maurya and Gupta Times*, Calcutta, 1967, pp. 129f. etc.

13 銅板の大綱やせ、梵文 1 回、もと 1111 ャハサ、印章はたゞ印・1111 もリヤ・1111 ャハサ、コハクを含むた重めが九十七
一ノイタムル。

14 キヤトハ出せ。Preamble の語を以ていづれか、Invocation, ②place of issue, ③name of grantor with his title and ancestry, ④address, Notification の語を以ていづれか、⑤specification of the gift, ⑥names of the grantee, ⑦occassion, ⑧purpose, ⑨boundaries, Conclusion の語を以ていづれか、⑩exhortation, ⑪name of conveyance, ⑫date, ⑬name of the writer, ⑭name of the engraver, ⑮authentication と分けて、キルカーネ出る “Indian Epigraphy” (pp. 126-50) の分類に従ひて銅板文書の記載を説明した。

15 懸しトイベゼ、年代が遡るほどいづれか、記ねば、また多大のバハサは施すが無だと思はざ、梵文カーネル、もろこせ知だけが記される傾向が見いだ。

16 ジネルの譜文は、サルカル氏による 1 千四百集められた文書 (D. C. Sircar, *Indian Epigraphy*, pp. 170-210)。これ以前の集輯は、P. V. Kane, *History of Dharmasāstra*, Vol. 3, Poona, 1941, pp. 1271-7, S. Lévi, *Le Nepāl*, Tome 3, Paris, 1908, pp. 122-35 と見て可。

17 ジネル文書は個人の文書ばかりのものな特徴の記載がない。初期の個人の文書の代表的な例は、アトタ朝ベカンダクタのアスカ Indor 銅板文書 (CII. iii, pp. 70f. 後述 1111〇回) と後クタ朝(Later Guptas)マハーマタクタ (Visṇugupta) のアスカ Mangraon(Shahabad District) 銅板文書 (EI. xxvi. p. 246) である。上述の二文書の形相を取るに似る。

- 18 cf. D. C. Sircar, Epigraphical notes, 9 Creation in rent-free holding, *EI.* xxxiii. pp. 50ff., Ditto, *Landlordism and Tenancy in Ancient and Medieval India etc.*, pp. 6 ff. その点は別稿で詳述した。参照。
- 19 村落・土地施与の印と銅板文書作成の印の両者を記してゐるが、カラチヨリ紀元の銅板文書と十一—十三世紀の銅板文書である。両者が同じ印であった例があるが、銅板文書作成の印がこちらの上に重ねた例が多く。
- 20 “distam” は前述のトゥバーニュターナークターの銅板文書にも記されている。
- 21 ハッダが刻した地として知られるカシト (Kasia, Gorakhpur District) からの発見や、また古いの西藏文献をもつた銅板には、第一行だけが刻され、残るの二十一行はハンド書きなどある。Archaeological Survey of India, *Annual Report*, 1910-11, p. 74' などもつい作の方が知られる。
- 22 田章といふ B. Ch. Chhabra, *Sieals of ancient India*, *The Indian Archives*, Vol. 4, 1961/62, pp. 36-49, D. C. Sircar, *Indian Epigraphy*, pp. 150-60 参照。
- 23 cf. D. C. Sircar, *op. cit.*, pp. 97ff.
- 24 抽稿「印—十一世紀北アムルターラーの村落・土地の施与」六一頁以下参照。
- 25 *EI.* i p. 73, *ll.* 10-12.
- 26 偽作文書といふ語じた誰の誰文書か J. F. Fleet, *Spurious Indian records*, IA. xxx. 1901, pp. 201-23 やある。ここには五十七の銅板文書が偽作としてあわいよい。今田ヤスミの研究によれば、これは真正な文書と見えておらず、他方その後に発見された偽作文書があり、改めて偽作文書の認定方法とその作成の事情について検討する必要を痛感する。

一一 ダルマシヤーストラの規定

いまから八十五年前、ドイツのサンスクリット学者ジュリウス・ヨリ（Julius Jolly）は、ダルマシヤーストラ（Dharmaśāstra）の中に、王がバラモンに土地を贈与するに際して作成すべき文書の記載を定めていることに注意して、その規定が実際の銅板文書の記載と合致することを論証した。⁽¹⁾ それらの規定のなかで年代がもっとも古いものは『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』、一・三一七—三一九であり、そこには、

「王は土地を与えるいはニバンダをおこなうときには、未来の善き王に知らせるために文書をつくるべきである。王は、布あるいは銅板に、上部に自分の紋章と印を、下部に自分の家系と自分のことを書き、贈与の額、贈与地の境界の詳細、自署と年月とをととのえて、確実な文書をつくるべきである。」⁽²⁾

「ある。それと並んで、『ヴィシヌ法典』、三・八一—八二には、
「王はバラモンたちに土地を贈与すべきである。かれらに贈与するときには、未来の王に知らせるため、布あるいは銅板に、自分の家系、贈与の額と贈与地の境界の詳細を書いて与えるべきである。」⁽³⁾

この両規定を比べてみると、韻文と散文との相違があるが、同じ語彙が使われており、内容は非常に類似している。すなわち、両者には、(a)王がバラモンに対して土地を贈与するにあたって、布あるいは銅板の文書を作成すること、(b)それは未来の王に知らせるものであって、(c)そこには王とその家系、(d)贈与の額と贈与地の境界を記すことが定め

られてゐる。『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は、『ヴィシヌ法典』よりも詳しく、以上のほかに、(2)文書の上部に王の紋章と印とを、(4)下部には王の署名と年月とを書くことが定められているし、また(8)土地贈与だけではなく、パンダのときも、王が文書を作成することが記されている。この類似を見ると、一方の法典が他方の法典から借用したことは間違いないであろう。

この両規定を読むと、その内容が現存の銅板文書とほぼ合致している。そうすると、両規定は銅板文書の出現前につくられたと考えるよりも、銅板文書の出現後それを見て、両規定がつくられたと考えるが穩当であろう。それでは、両法典の著作年代はいつごろであるうか。この年代を知ることができたならば、銅板文書の出現の年代について一つの有力な資料が与えられることになるであろう。

まず『ヴィシヌ法典』についていえば、それは本来白ヤジュルヴェータのカタ (Kāṭha) 学派に属したものと考えられ、ダルマスートラ (Dharmasūtra) の古い要素を残しているけれども、『マヌ法典』から多大な影響を受けて、そこから多くの規定をそのまま取り入れたり、その韻文の規定を散文に作りかえたりして、新しい内容をもつたものとして、あるいはヴィシヌ派の教説をもって飾っている。⁽⁴⁾ 問題の銅板文書に関する規定は『マヌ法典』に見られないし、一般の文書に関する規定もダルマスートラや『マヌ法典』には少ない。⁽⁵⁾ この規定が含まれている「王の義務」 (rājadharmā) を取扱った第三章が、終りの四頌を除いて全章散文で書かれているが、ダルマスートラでは「王の義務」に関する規定はまだ詳細なものとならなかつたのであるから、この規定が同法典の古層に属するとはいえないであろう。つまに、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は、『マヌ法典』で取扱われているほとんどすべての項目について、その約三分の一の分量で規定しており、慣習 (acāra)・同法 (vyavahāra)・贖罪 (prayaścitta) の111編 (adhyaya) に分つて

体系的に規定をつくり、規定は簡潔さを特色としている⁽⁷⁾。銅板文書に関する規定は慣習の編の最後の章「王の義務」のなかに記されているが、『マヌ法典』と比べてとりわけ発達した規定を設けているのは司法の編である。文書についていえば、証人 (saksin)・文書 (lekhya)・占有 (bhukti)・神判 (divya) の四者をもって証拠の種類としてあげ、それぞれについて多くの規定を記して独特な証拠法体系を樹立し、後世のヒンドゥー法の発展に大きな影響を与えた⁽⁸⁾。この点は文書に関する規定が乏しい『マヌ法典』との間に大きなちがいを示している。

ひのようには、両法典は『マヌ法典』よりもあとに著作されたものである。この点については全く異論がない。おそらく、『マヌ法典』は著作直後にバラモンの間で権威あるものと認められ、両法典は『マヌ法典』の権威を前提とした上で、この法典から大きな影響を受けて著作されたと思われる。

両法典の間には、前述の銅板文書に関する規定のほかに、多くの類似した規定が見出される。どちらの法典が古く著作されたかについては、研究者の間に相反する意見が述べられている。すなわち、『ヴィシヌ法典』の校訂・英訳者ヨリは、これらの規定を比較検討して、この法典が『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』よりも古いものであると説き、この説が多くの学者によつて採用された。わが中野義照氏も、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』の翻訳・研究において、ヨリと同じ結論に達した⁽¹⁰⁾。だが、ヨリとちがつて、同氏は『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』を『ナーラダ法典』よりも後のものと考えており、その著作年代を西暦四一六世紀に求めた⁽¹¹⁾。これとは反対に、『ヴィシヌ法典』が『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』から借用したと論じたのはマイヤー (J. J. Meyer) であつて、問題の銅板文書に関する規定については、前者の規定は後者の規定をなんに要約したものにすぎないと、かれは述べている。カーネ (P. V. Kane) 氏も同じく、『ヴィシヌ法典』の方が後のものであるとし、この法典のような「比較的重要ではない著作」から、

『マヌ法典』、『バガヴァットギーター』や、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』が借用したとは思えないと述べている。⁽¹³⁾

わたくしは、ダルマシャーストラの歴史からみて、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』が『ヴィシヌ法典』よりも古く、またもっぱら法規定を記した『ナーラダ法典』よりも古く著されたと考えたい。

このようにダルマシャーストラの先後関係を考えてみたが、その著作年代は一層むずかしい問題である。『マヌ法典』の年代は、一八八六年にビューラー (G. Buler) が西暦前二〇〇年—西暦二〇〇年説を述べた。⁽¹⁴⁾ この説はその後多くの学者によつて採用され、カーネ氏もまたこれを統襲している。⁽¹⁵⁾ この説はダルマシャーストラの年代を考える基準となつてゐるが、絶対的な論拠をもつてゐるわけではなく、また四百年という著作年代の範囲を一層せまい範囲にすることとは成功していない⁽¹⁶⁾。それほどにダルマシャーストラの著作年代に関して資料が欠如しているのであり、この点は古代インドの他の文献も同様である。

今日、ダルマシャーストラの著作年代に関して一般に採用されているのは、カーネ氏の説である。かれによれば、『ヴィシヌ法典』は、古層が前三〇〇—一〇〇年、新層が三世紀から七世紀までの間である⁽¹⁷⁾。『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は前一世紀と西暦三世紀との間である。⁽¹⁸⁾ いま問題としている『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は、前述のように異論があるけれども、カーネ氏が下限の年代としている三世紀までに著作されたと考えてよいであろう。そうすると、この銅板文書に関する規定は現存最古の銅板文書より前に作られたことになり、遅くとも三世紀には銅板文書が存在してゐることになる。⁽²⁰⁾

ついでに、他の法典の銅板文書に関する規定について述べておこう。それは『ブリハスパティ法典』(六・一一〇—一四)⁽²¹⁾と『ヴィヤーサ法典』(三八—四五)⁽²²⁾とであつて、両者の間で二頌が重複している。両法典とも散佚し、後世の註釈

書の綱要書に引用された規定が知られてゐるにすぎない。カーネ氏によれば、『ハリハスパティ法典』は1100—1500年、『ヴァヤーサ法典』は前述の法典と同じく、11世紀から五世紀あたりの著作であるところ。⁽²³⁾ 前者では、(a) 王がバラモンに土地を贈与するとき、布や銅板の勅書 (*rājāśasana*) を作り、そこには、(b) 王とその家系、発布地 (*sthāna*)、バラモンの名とウーダー学派を記して、由口と父母の功德のために贈与した旨を書き、(c) 日月の存するかぎり子々孫々に至るまで存続して、すべての租税を免じ⁽²⁴⁾、贈与者と保護者は天国に、奪う者は地獄に行き、それぞれ六万年の果報を受けることを書き、(e) *sandhivigraha* (⁽²⁵⁾lekha) かの記載を確め、(f) 王の印章、年月日、贈与の額と官吏の名を記して、勅書を完成するのとを規定している。後者には、前者のほかに、(g) 未来の支配者に知らしめるために書か、(h) クルクンシ (⁽²⁶⁾家長) をはじめとしてチャーンダーハ (*cāṇḍala* 賤民) に至るまで知らせねらんを規定している。⁽²⁷⁾ ひのよろに、両者の規定は『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』のそれよりも一層詳しく、ヨリが指摘したように、内容の上ばかりでなく語彙の上でも、実際の銅板文書の記載と多かれ少なかれ正確に合致している。だが、例えば、(h) の告知に関するところでは、賤民に至るまで記しているのはペーラ朝だけであつて、(g) と同じ文章はどの王朝の銅板文書にも見出すことができない。また『アリババティ法典』の散文の規定(九・五)によると、王の土地贈与にあたつてバラモンをはじめとする村民に知らせねらんことを記しているが、これもまた銅板文書のなかに同じ文章を見出しえぬが、やむなし。ひのよろに、諸王朝は諸法典の規定の一宇一句に従つて銅板文書を作成したわけではないが、これらの規定が存在したことは、銅板文書の劃一性を論ずるにあたつて考慮せねばならぬことであらう。

1 J. Jolly, Beiträge zur indische Rechtsgeschichte, 3. Theorie und Praxis in den altindischen Gerichtsverfahren, Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft, Bd. 44, 1890, S. 342-62.

『梵・火・火・經典』 111-112 pp. J. Jolly, *The Institute of Vishnu*, Oxford, 1900, Introduction, P. V. Kane, *History of Dharmasāstra*, Vol. 1, Part 1, revised & enlarged ed., Poona, 1968, pp. 112-25, L. Renou, Sur la forme de quelques textes sanskrits, 1. La Viṣṇusmṛti, *Journal Asiatique*, 1961, pp. 162-72. 拙註國語『釋梵ヤシ』 2. 『火・火・經典』 東洋
文庫、一六七〇年、四三二頁、參照。

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

- 5 ルの法典を以て、その規定に依る判決がなされる (G. Bühler, *The Laws of Manu*, Oxford, 1886, pp. xcix-ci)。『アーリヤ法典』の如きに於ては、文書の存在が知られていたにわかんないが、文書に関する規定によれば、死刑に處する死罪罪の如くは、文書の作成を要す。

6 たゞ、カーベ氏は、「王の義務」の章を以て法典の範囲外にし得るものである (P. V. Kane, *op. cit.*, p. 116)。

7 『ヤーヒリヤカーハニキヤ法典』との如きは J. Jolly, *Hindu Law and Custom*, translated by Batakrishna Ghosh, Calcutta, 1928, pp. 41-4, P. V. Kane, *op. cit.*, pp. 421-59, 印度叢書『ヤーヒリヤカーハニキヤ法典』 印度叢書『ヤーヒリヤカーハニキヤ法典』 印度叢書『ヤーヒリヤカーハニキヤ法典』

1925年、参照。

8 ダルマシヤバーマの文書に關する規定に依れば、Anareswar Thakur, *Hindu Law of Evidence, or A Comparative Study of the Law of Evidence according to the Smritis*, Calcutta, 1933, pp. 164-219, P. V. Kane, *History of Dharmasāstra*, Vol. 3, 1941, pp. 308-16,

9 J. Jolly, *Hindu Law and Custom*, pp. 41ff. たゞこの法典を以て單獨の著作とされる。たゞ J. Jolly, *Arthaśāstra of Kautilya*, Lahore, 1923, Introduction, pp. 19f. 参照。

10 印度叢書『ヤーヒリヤカーハニキヤ法典』の如く、*Arthaśāstra* は、*Kautilya* によるものとされる。

11 但し、*Arthaśāstra*。

12 J. J. Meyer, *Über das Wesen der altindischen Rechtschriften und ihr Verhältnis zur einander und zu Kautilya*, Leipzig, 1927, S. 214.

13 P. V. Kane, *op. cit.*, Vol. 1, Part 1, p. 118.

14 G. Bühler, *The Laws of Manu*, Introduction.

P. V. Kane, *op. cit.*, p. 344.

- 16 シャヤバホーラル氏は『アーユルヴェদ』をハシマガ朝期の著書とし、『ヤーヒ』リヤウナルキヤ法典を1500-1000年間にて
 ハヤハーナチャド�ねやねだまのト持てたな (K. P. Jayaswal, *Manu and Yājñavalkya*, Calcutta, 1930, pp. 42ff, 61.)
 説得社のあの體説がたわねいこな。

17 P. V. Kane, *op. cit.*, pp. 125f.

18 *Ibid.*, pp. 443, 447.

19 cf. Robert Lingat, *The Classical Law of India*, tr. by J. D. M. Derrett, Berkeley, 1973, pp. 122-132.

20 ハルマニ出ア『アーユルヴェদ』を記述する | ○○母の體は精神的でない精神 | ハヤハーナチャド�ね
 ハルマニ後に、西暦1000年以前に精神的でない精神を示す | ハルマニ精神 | (J. D. M. Derrett, *Dharmaśāstra and Juridical Literature*, Wiesbaden, 1973, pp. 27, 31, 34.)^o

21 Bṛhaspati-smṛti, vi, 20-24. ed. K. V. Rangaswami Aiyangar. cf. L. Renou, *Études Vediques et Pāṇinéennes*, Tome
 11, *Note sur la Bṛhaspati-smṛti*, Paris, 1963, pp. 57f.

22 Vyāsa-smṛti, 38-45. ed. Batkrishna Ghosh. cf. Kṛtyakalpataru, Vol. 12, Vyavahāra-kānda, ed. K. V. Rangaswami
 Aiyangar, pp. 157f., Aparākṛta's Commentary of Yājñavalkya-smṛti, Vol. 1, Ānandaśrama Skt. Series, p. 580. 三二七
 指標編文ト他の釋明書を心因體を示す十 | 精神を示す | 精神を示す | 精神を示す | 精神を示す | 精神を示す | 精神を示す |
 P. V. Kane, *op. cit.*, pp. 488, 532.

23 sarvalbhava-vivarjita, or sarvabhāga-vivarjita.

24 sarvalbhava-vivarjita, or sarvabhāga-vivarjita.

25 五二七 adhyakkṣara, vyaktakkṣara, 五〇釋明 | “dṛṣṭam” ピサカヘ “jnātam mama” ハルマニ |
 Vyāsa-smṛti, 41. kuṭumbīno' tha kāyastha-dūta-vaidya-mahattārañ | mleccha-cāndala-paryantāñ sarvāñ saṁbodha-
 yannīti || mleccha のるカニ meda ハルマニ |

26 ハルマニの釋明文ト書の形相を示す |

27 Br̄haspati-smṛti, xix. 5. rājā kṣetraṇ datvā catur-vaidya-varṇa-sarva-grāmīṇa tan-mahattara-svāmi-puruṣ-ādhiṣṭhitāṇ paricchindiyāt. この法典の散文の規定は、『ヤーディヤガルキヤ法典』のかゝるカーラーべ (Viśvarūpa) の註釈書だから引用せらるるやである。

111 布・貝多羅・銅板——文書の材料——

前節に引用したやうの『ヤーディヤガルキヤ法典』をはじめとする諸法典には、王が土地施与に際して作成すべき文書の材料として、銅板と並んで「布」(pata) があげられてゐる。この「布」は後世の註釈者たちによつて一様に「綿布」(kārpāsika) と解釈されている。⁽¹⁾ 綿布は古来インドで用ひられた文書の材料の一つであつて、古くはアレクサンダロス大王の遠征に従軍して西北インドに足を踏んだネアルカス (Nearchos) によつてその存在が報じられていふ。⁽²⁾

古い綿布の文書は今日全く残っていないが、ヒマラヤ山麓の Almora District の Talesvara から発見され、六世紀はじめのものと考えられる。テイヴァルマーン (Dyutivarman) の銅板文書には⁽³⁾、村落や土地の施与を記した綿布の文書があつたことを示す記載が見出される。この銅板文書は、王が村落や土地を施与したことと刻したものではなく、この地にあつた Viramahēśvara 寺院がそのときめでに施与を受けた村落と土地とを列挙して、それらのすくべどもこの王が確認したことを記したのである。そこには、この寺院に対し、それまでの王が「銅板、布と、vṛṣṭāpā などの文書による」 (tāmrapatā-patavṛṣṭāpā-pattraḥ) 村落や土地を施与したが、それらの文書が焼けたり、

悪者によって破壊されたりしたので、この寺院のパリシヤッダ (pariṣād 管理機関) が文書の承認を与えて貰いたいと王に申し出たので、王はこれを認めて、それらの村落と土地の施与を確認したことを viṣatāpa-pattra に記して与えたと記されている。viṣatāpa という語は辞典に見られず、よくわからないが、viṣatāpa-pattra は前述のことからこの現存の銅板文書をさすのである。しかし、布の文書については、これ以上の記載がなされていない。

綿布とならんで使用された文書の材料は、特定の樹木の葉であり、わが国では貝葉あるいは貝多羅という名で知られている⁽⁶⁾。それはしゅろ樹 (tala & tali)⁽⁶⁾ やマラヤ山麓のかば樹 (bhūryā) である。貝葉に書かれた文書も残っていないが、銅板の形は貝葉にならってつくられたと考えられている⁽⁷⁾。

この貝葉についても王の村落施与が記されたことを示す資料がある。それは、五世紀末、今日のマディヤ・プラデーシのラーライブル地方を支配したシャラバブリーヤ朝ナレンドラ (Narendra) の治世二十四年の Kurud (Raipur District) 銅板文書である⁽⁸⁾。それによれば、paramabhatṭarakā (「最高の王」) —— サルカール氏はこの王が従属したところのダブタ朝の王をさすというが、むしろこの王の父の Sarabha をさすのである—— が、一村落をバラモンに施与し、tala-patra-sāsana (しゅろ樹葉に書いた王の文書) をつくりて渡したところ、その文書が火事で焼けてしまつたので、王は改めてこのバラモンの子に対して銅板文書を作成して施与の確認をしたという。

他方、石柱、石板、あるいは寺院や窟院の壁面に刻された碑文のなかには、村落や土地の施与について述べたものが多く見出される。だが、それらはヒンドゥー寺院の建立といったような宗教的行為を記念して作られたものであつて、施与の記載は簡単に記されているにすぎない。それらのなかには、施与にあたつて銅板文書を作成した旨を記したものがあつて、これらの碑文とは別に銅板文書が作成されたことが知られる。興味深いものは、ラージャスタン

南部の Partalgarh (Chitorghad District) 石碑(9)、ひんじは、プラティベーラ朝マヘーナンドラ一世 (Mahendrapala I) のカイクラマ紀元一〇〇三年（西暦九四六年）の碑文と、それに続いて、この王に従属したマータヴ (Mātav) の同年の碑文があり、両者はヒンドゥー寺院に村落を施与したことを記し、ともに銅板文書の記載をそのまま写したものである。

以上のように、王の村落や土地の施与を記した文書は、銅板以外の材料をもって作成されたことがあった。しかし、綿布や貝葉といった材料は破損しやすく、長年にわたって保存することがむずかしい。それらと比べると、保存が容易で取扱に便利な銅板は、貴重な文書の材料として適している。そのため、前述のように銅板文書の記載の形式が定まるとき、王の施与の文書はしだいに銅板に刻すのがいわば原則となつて、銅板文書以外のものに記すことがまれになつたのである。

このことは、銅板を意味する *tāmrapatṭa* トムラバッタが、銅板文書をもつて施与された村落や土地をさしたことから知られるである。この用例の古いものは五・六世紀にベンガルで作成された土地売買文書の売買地の境界の記載のなかに見ることができる。⁽¹⁰⁾ そして、六・七世紀の交にオリッサに勢力をもつていたソーマダッタ (Somadatta) の銅板文書には、「王が与えた *tāmrapatṭa* の定めによれ」と、村落を施与し、「かれら [被与者]」に通例の *tāmrapatṭa*-dāna (銅板の贈与) を与える。だれもかれらの享有を妨げてはならない」と記されている。⁽¹¹⁾ ひいでは、他の多くの銅板文書にアグラハーラあるいはフラー・マギーヤ (バラモンに対して施与された村落や土地) と記されてくるところに、*tāmrapatṭa* の語が見出されるのである。それ故、王の村落や土地の場合に銅板を使用するのは遅くとも六世紀までにはいわば原則となつていたといえよう。

銅板文書と王の村落・土地施与との結びつきにひいて、チャブラ氏はバッラーハ (Ballāla) 作の『ヤーシャブルバ
ンダ』 (Bhojaprabandha) から興味深い話を紹介している。⁽¹²⁾ すなわち、ベハーラ朝ボージャ (Bhoja 1011—1055年
在位)⁽¹³⁾ は、あるとき馬に乗って外出したといふ。皮製の器を水壺として持っていたが、バヤンに出会いた。この器はバ
ヤンが所持するのにややわしくないので、王は驚いて馬を止め、バヤンにそのわけを尋ねた。すると、バヤン
はつぎのように答えた。王の治世となりて、鉄は敵兵をつなぐ鎖をつづり、銅は王の文書 (śāsana) (すなわち銅板文書)
をつくりとしあつて、一つのものが手に入りにくくなつてしまふ。この話から、王の村落や土地の施与は銅板文書に
書かれていたことがわかれよう。

1 『ヤーシャリヤカルキヤ法典』 1・111九の註釈。L. S. Joshi (ed.), Dharmakośa, Vyavahārakānda, Vol. 1, Part

I, Wai, 1937, pp. 34ff.

2 編本や摘要などの文書の本來といふれば、G. Bühler, Indische Palaeographie, Strassburg, 1896, S. 88—93, (tr. by J. F.
Fleet, Calcutta, 1962, pp. 139—46.) S. M. Katre, Introduction to Indian Textual Criticism, Poona, 1954, pp. 4 ff., D.
C. Sircar, Indian Epigraphy, pp. 61ff. 参照。

3 Strabo, xv. c. 711.

4 El. xiii. pp. 115f. II. 6—13. たゞ、この銅板文書は、同地発見のムニषバドヒヤンのバヤン・ムカーリヤン (Viṣṇuva-
rman) の銅板文書 (El. xiii. pp. 118f.) であるが、解説者グプタ (Y. R. Gupte) 出したものと偽作とされたが、カルカーラ
出なしがを真作とする説 (The History and Culture of Indian People, Vol. 4, p. 131, n. 46.) などくしめ真作である
とする。

5 貝葉についてば、前注2に所掲の文献のほか、望月信亭『仏教大辞典』 (1916年) 四一八〇—一頁参照。
イシヌの銅板文書の形式とそのほじがつについて

6 犬名也 *Borassus flabellifera* Al *Corypha umbraculifera* Al も知る。

7 銅板文書の多くは文章は貝葉に書かれたのに相違ない。カルナ出によれば、鍛冶工が銅板文書を作るにあたって、つねに多くの貝葉を模倣したのである。多くのがしらん樹葉 (palm-leaves) やあれば、銅板は細く長く作られ、かば樹葉 (birch-leaves) やあれば、銅板は一層幅広くなつて、つまづけ正方形に近くなり、細長い銅板は南印度の特徴であり、幅広い銅板は北印度の特徴であるといふ (S. M. Katre, *op. cit.*, p. 8)。

8 *El.* xxxi. pp. 265f.

9 *El.* xiv. pp. 182ff. ジュニアセナの碑文が刻もれており、第三回トのものな土地寄進について簡単に記されており、銅板文書の形相をみるとなる。この例は他のものを見られる。cf. *El.* xxiii. pp. 135f., *CII.* iv. pp. 366f. など、ハーベンヤバーン (Rajgarh (Alwar District) から発見された石板碑文は、ハーベンヤバーン朝に従属したマタナトーグ (Mathanadeva) がカーハトア紀元101六年 (西暦九六〇年) に村落を施与したことを記したのである。その記載は銅板文書によるところだ。*El.* iii. pp. 266f.)。多分これが銅板文書から写したものであつて、その記載は銅板文書による。

10 抗稿「は・大世紀ハニカニの十世紀賈文書ヒトの概十の題題」 | 100頁。

11 *El.* xxiii. p. 202, No. B. II. 9-12, No. C. II. 9-11。ハーベンヤバーンのベーナダッタ (Bhanudatta) の墨板文書にみ同様な記載が見られる (*El.* xxvii. p. 233, II. 11-12)。

12 B. Ch. Chhabra, Diplomatic of Sanskrit Copper-Plate Grants, *The Indian Archives*, Vol. 5, 1951, pp. 2f.

13 ハーベンヤバーンのPratipal Bhatia, *The Paramāras*, New Delhi, 1970, Chap. 6, P. T. S. Aiyangar, *Bhoja-Rājā, Madras*, 1931, P. V. Kane, *History of Dharmasāstra*, Vol. I, Part 2, Poona, 1975, pp. 585-91 参照。

四 サータヴァーハナ朝の碑文

——ナーシクとカールレの仏教石窟の村落・土地の施与碑文——

それでは、いつごろから銅板文書が作成されたのであるらか。はじめに銅板という材料の点から述べておこう。三世紀以前に作成された碑文を見てみると、銅板に刻された四つの碑文が西北インダで発見されている。それらはいずれも仏教サンガに寄進したことを記したものであって、文字はカローシュティー文字、言語はラークリットである。

第一はタクシラ発見の前一世紀後半と思われるもので、ある地方官 (meridarkha) がストゥーパを建立したことを刻したもの。⁽¹⁾ 断片。

第二はタクシラ発見の七八八年という記年のあるもので、タクシラ近くの Chukhsa ふじら地のクシャトラバ (太守) Patika が仏舍利と僧院 (saṅgharāma) を寄進したことを刻したもの。⁽²⁾

第三はタクシラ近くの Kalwan 発見の一三四四年という記年のあるもので、女の在俗信徒 (upasikā 優婆夷) Candrābhī が、説一切有部 (Sarvāstivāda) の受用のために、ストゥーパを建て舍利を安置したことを刻したもの。⁽³⁾

第四はシンドの Sui Vihar 発見のカニシカ紀元一一年のもので、レク (比丘) Damatrata が杖 (yasti) を立てたところに、女の在俗信徒 Balānandi が柵 (parivasa) を寄進したことを刻したものである。⁽⁴⁾

以上の四枚の銅板は、四世紀以後のものに比べて、非常に薄い。形も小さく、第三のもののほかは細長い。⁽⁵⁾ その文字は点をもつて刻されており、線を描くに至っていない。記載の上では、いずれも比較的短い文章であって、この時

インダの銅板文書の形式とそのはじまりについて

代の他の材料に刻された仏教寄進銘の形式とちがいがない。

それより古いものとしては、U·PのSohagaura (Gorakhpur District) から発見された碑文が注目される⁽⁶⁾。これは、かつてコーラー国(カーラー)の都があつたショラーガストゥー (Śrāvasti 舍衛城) の地方長官 (mahamatra) が発布した文書 (śasana) であつて、飢饉のときに農民のため穀倉を開くべきことを命じたものである。この碑文は薄い真鍛板に刻して鑄造されており、真鍛板はたて約七五センチ、よこ約二〇センチで、その四隅に小さな孔があけられているので、なにかに打ち付けられていたものであろう。その年代は字体の上からシヨーカとほぼ同じころと考えられる。

碑文学者のなかからは、ベンガル東部 (ベンガラデーシ) のMahasthan (Bogra District) 石板碑文⁽⁷⁾とともに、これをアシヨーカ碑文よりも古いと考える説が提出された⁽⁸⁾。この説には容易に賛成しがたいが、いずれにせよ、これはインドの現存最古の碑文の一つであつて、これによつて前三世紀に真鍛や銅が碑文の材料として使用されたことが知られるのである。

ついで、王の村落や土地の施与という点から、銅板文書のはじまりを考えてみよう。

マハーラーシュトラ西部に散在する仏教石窟には、サータヴァーハナ時代の村落や土地の寄進を記した碑文が見出されるが、それらのうち、サータヴァーハナ朝の王と王妃の村落や土地の施与についての四つの碑文は、ナーシク (Nasik) 仏教石窟の第三窟 (ヴィハーラ) の前壁に刻されている。それらは、ガウタミープルマーラ・シャータカルニ (Gautamiputra Śātakarṇī)、かれの母ガウタミー＝バランシリ (Gautami Balasri)、かれの子で後継者であるヴァーシュティープルマーラ (Vāsiṣṭhiputra Pulumāvi) の三人が、それぞれこの地の仏教サンガに対して村落あるいは土地を施与したことを記したものである。

バラシュリーの碑文⁽¹⁰⁾は、ヴァーシュティーブトラ=アルマーヴィの治世一九年に作られたものであり、ガウタミー・ブトラ=シャータカルニがシャカなどの異民族を破つて、サータヴァーハナ朝の栄光を回復し、デカン(ダクシナーパタ daksināpatha)を統治したことを述べた記載が長く、それは歴史研究にとって貴重な部分となつてゐる。だが、こじで問題としている施与の記載については、この地に寄進した石窟に住む賢胄部(Bhadrāyanīya)のサンガに一村を施与したということだけを記すにすぎず、きわめて簡単なものである。

これに対して、他の三つの碑文は、第一節に述べた銅板文書の記載を内容と形式ともにほぼそなえてゐる。それについても後述するにし、ここは三碑文の内容を紹介しておこう。

(A) ガウタミー・ブラ=シャータカルニの治世一八年の碑文は、シャカ民族のナハパーナ(Nahapāna)の部将ウシャバダーダ(Uṣabhadāta)がまえに享有していた Apara-Kakhaḍi 村の 200 nivartana の面積の土地を自分のものとして、それをこの地の仏教サンガに對して施与したことを記す⁽¹¹⁾。

ガウタミー・ブトラ=シャータカルニは、シャカ民族のナハパーナを破つて、ナーシク・ブーナ・ボンベイの地方を回復し、やるに周辺の諸地方に勢力を拡大して、サータヴァーハナ朝のデカン統一支配の基礎をきずいた王であつて、この碑文はかれがナーシク地方を回復した後に作られたものである。

(B) 同王の治世一四年の碑文は、この地のシクたちに、まえに Kakhaḍi 村にある土地を施与したが⁽¹²⁾、この土地が耕作されず、あた村にも人が住んでいないのや、Govaddhana 市の境界にある 100 nivartana の面積の王有地(rāja-kṣetra)を改めて施与したことを記す⁽¹³⁾。

(C) ヴァーシュティーブラ=アルマーヴィの碑文は、治世一九年、前述のバラシュリーが寄進した石窟に住む賢印度の銅板文書の形式とそのばかりにこの

南部のビクターナ Sudarśana 村を与えたが、そのかわり Sālmalipada 村をかれらに施与し、施与の文書 (pattiika) を治世 1111 年に与えたことを記す。

やいに、(2) ナーシクの南のカールル (Karle, Poona District) の壮大なチャイトヤ窟の前壁にも、この地の大衆部 (Mahāsāṅghika) の人々に対し村落を施与したことを記した碑文が刻されている。⁽¹⁶⁾ それには一四年という治世の年が記されているが、施与者の名は見られない。だが、この碑文はガウタミーブラハマ・シャータカルニのものにちがいない。⁽¹⁷⁾ というのは、これが刻されている石窟の前壁には、ウンヤバダータがこの地の仏教サンガに村落を施与したことを見出され⁽¹⁸⁾、その村落名はこの碑文に見える村落名と同じである。つまり、前述のナーシク碑文の場合と同様に、ガウタミーブラハマ・シャータカルニはシャカ族の勢力を破ってこの地方を回復した後、ウンヤバダータが施与した村落を改めて同じ仏教サンガに施与したと考えられるからである。

ところで、ウンヤバダータの碑文はガウタミーブラハマ・シャータカルニの碑文よりも古く、かれはシャカ民族の部将であるが、インド文化に同化して、西部インドの各地でバラモンと仏教サンガとに對して贈与をおこなったことを誇っている。サルカール氏によれば、かれの前述のカールル碑文は、かれが寄進したナーシク第十窟の碑文とともに、錦布か銅板に記された文書から写したものであるうという。それでは、これらの碑文はどのような内容と形式をもっていたのであるうか。

カールル碑文は、かれの贈与の行為を誇った記載のあとで、「Valuraka の畠に住む四方サンガ (caturdisa-saṅgha)⁽²⁰⁾ に、Karajika 村が与えられた」と記し、村落施与の記載はあわめて簡単である。また、ナーシク碑文はかれの贈与の行為について一層詳しく記されているが、土地の施与については、つぎのように記されてくるにすぎない。

「かれ〔ウシヤバダータ〕は、バラヤハ、Varāhi の子、Asvibhūti の手かひ、4000 kārṣapāṇa (貨幣) の額で、その〔バラモンの〕父の所有に属し (sa-pitū-satāka)、都市 [Govaddhana] の境界の西北方にある土地を買って与えた。ここから、わが石窟に住む四方サンガのビクに食物が供される⁽²⁵⁾。」

ここには土地売買の記事があつて注目されるが、両碑文には銅板文書に見える告知の記載も、また被与者に譲与された特權の記載もなく、銅板文書の形式を全くもつていない⁽²⁶⁾。したがつて、現存の碑文を見るかぎりでは、ガウタミー・トラリ・シャーダカルニの碑文は銅板文書の内容と形式をもつものとしても古いものである。

そこで、問題はガウタミー・トラリ・シャーダカルニの年代である。これについては、ナハパーナの年代と関連して、長い間論争が重ねられてきたが、いまだ容易に決定することができない。本稿はこの問題を本格的に論じるものではないが、本稿の目的からいって、これについて一応の結論を得ておかねばならないので、最近の諸説を参考として穩当と考えられる年代を述べておきたい。

論点の一つは、ナハパーナのときの碑文に記されている四一年から四六年までの年が、西暦七八年から始まるシャカ紀元の年であるか、あるいはかれの治世の年であるかという点である。シャカ紀元の年であるとすれば、ナハパーナは西暦一一九一二五年に在位していたことになる⁽²⁷⁾。ガウタミー・トラリ・シャーダカルニがナハパーナを破ったのは、ナハパーナの碑文から知られる最後の年の少し後、前述のカールレ碑文に見えるところの、ガウタミー・トラリ・シャタカルニの治世一四年の少し前と思われる⁽²⁸⁾。それ故、シャカ紀元説に従えば、ナハパーナが破れたのは一二四年ごろであり、ガウタミー・トラリ・シャーダカルニの治世は一一一三四四年ごろである⁽²⁹⁾。

このシャカ紀元説の最近の代表的な論者はサルカール氏である。氏によれば、シャカ紀元はカニシカ一世が始めたインドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

ものであり、ナハ・ペーナはシャカ民族のチャシュタナ (*Castana*) とともにクシャーン朝の藩侯であったという。カニシカ一世の年代は、最近国際的会議が二度開かれたほどの大きな論争点となつておらず、七八年説から二七八年説までの諸説が提出され、一致した結論が得られていない。カニシカ一世がシャカ紀元を始めたという説は、インドやソ連などの学者のなかに支持者が少くないが、ここでは、我が国の通説に従つてこの説を採用せず、一世紀前半説を支持しておきたい。また、ナハ・ペーナがクシャーン朝に従属していたという証拠はなく、かれはマールワー地方からボンベイ・ブーナ地方まで支配し、かれが発行した貨幣は大量に発見されているから、かれは独立していたと見るべきである。

ついでに、シャカ民族のルドラダーマン (*Rudradāman*) のシャカ紀元七二一年（西暦一五〇年）の有名なギルナール (*Girnar, Junagadh District*)⁽²⁷⁾ 石碑には、かれはデカンの王 (*dakṣināpatha-pati*) シャータカルニを二度破つたが、あまり遠くない親類 (*sambandhāvi-dūraya*) なので滅ぼさなかつたと記されている。このシャータカルニはサータヴァーハナ朝のどの王に比定すべきであろうか。ヴァーシュティーブトラ＝フルマーヴィはシャータカルニとよばれた証拠が全くなく、しかも一四〇年ごろの著作とされるブトレマイオスの地理書にはかれの名とルドラダーマンの祖父のチャショタナの名が記され、両者が同年代の人と考えられるので、問題のシャータカルニはかれよりも後の王であろう。
かれの後継者は、ブーナによれば、シヴァシリー (*Sivārī*)⁽²⁸⁾ である。この王は、貨幣銘に見えるヴァーシュティーブトラ＝シャータカルニ⁽³⁴⁾、およびポンベイのカネリー (*Kanheri*) 石窟碑文に見えるカルダマカ (*Karddānaka*) の王ルドラ（ルドラダーマンであろう）の娘と結婚したヴァーシュティーブトラ＝シャータカルニ⁽³⁵⁾と同一人であるとすれば、「あまり遠くない親類」のシャータカルニは、この王ではなく、その次の王、シヴァスカンダリ＝シャータカルニ

(Śivaskanda Śātakarnī) である。この説はサーダヴァーハナ朝の歴史から考えて、矛盾するところがない。

この説が正しく述べならば、ルダラダーマンの前述の石碑の年代の一五〇年を基礎として計算することがやさよう。ただサーダヴァーハナ朝の諸王の在位年数が明確ではない。シヴァシュリーラの在位年数は、『マツヤ・プラーナ』(Matya Purana)によれば七年であり、ナーナガート(Nanaghat)碑文に見えるヴァーシシュティープトラニシャタラ⁽³⁶⁾パナニシャータカルニがこの王と比定できるとすれば、その碑文は治世一三年のものであるから、一三年以上在位したことになる。ヴァーシシュティープトラニブルマーヴィには前述(C)の治世一四年の碑文があるが、プラーナによれば、かれの在位年数は一八年であるという。そこで、シヴァスカンダンニシャータカルニの初年、シヴァシュリーラの末年を一四九年として、シヴァシュリーラの在位年数を一三年(一三六一四九年)、ブルマーヴィのそれを一四年(一一一一三六年)とする。ガウタミープトラニシャータカルニの末年は一一二一年となる。かれの前述の(B)碑文の治世一一四年をかれの末年とする、かれは八八一一一一年に統治したことになる。これがカンドララ瓦(Karl Khandalavala)氏の説である⁽³⁷⁾、本稿ではこの説を採用しておきたいと思う。アルテカール(A. S. Altekar)氏とビージャ(Vidya Dehejia)女史とは、シヴァシュリーラの在位年数を七年、かれの末年を一四五五年と考えて、ガウタミープトラニシャータカルニの年代を八六一一一〇年としたが、この説は前述の説と二年ちがうだけである。⁽³⁸⁾

このように考えると、ナハバーナの碑文に見える年をシャカ紀元とするサルカール氏などの説に賛成できない。これはナハバーナの治世の年と考えるべきであろう。カンダラワラ氏は、ナハバーナが破れた年を一〇六年、かれの在位年代を六〇一一〇六年とした。だが、前述のように、ナハバーナが破れた年はガウタミープトラニシャータカルニの治世一四年以前と考えられ、かれの説によれば、その一四年は一〇四年にあたるから、ナハバーナの在位年代は五

一〇三〇年じると修正すべきである。⁽³³⁾

ナハペーナは『ヒリュートゥラ—海案内記』に見えるマンバノバ (Mambanos) と比定されている。ナハペーナの年代からこの書の年代を決定することができないが、この書が一世紀後半、六・七〇年代の著作であるというのが有力な説であつて、その説は前述したところのナハペーナの年代と合致するであろう。

以上のように、ガウタミー⁽⁴⁰⁾トラ = シャータカルニの碑文の年代は一世紀はじめである。本稿の目的からいえば、この程度にその年代を確めるに足りる十分である。

そこで、前述のサーダヴァーハナ朝の碑文の内容と形式についての検討に移ろう。これらの碑文の一例として、ガウタミー⁽⁴¹⁾トラ = シャータカルニのナーシク石窟の治世一八年の碑文を訳出しておこう。

「成就あれ。軍隊の勝利の陣営から〔發布する〕。

Govaddhana の Benākaṭaka に居し、ガウタミー⁽⁴²⁾トラ = シャリーエ⁽⁴³⁾シャータカルニは、Govaddhana の長
母 (amātya) Viṣṇupālita に如次す。

Aparakakhaḍi 村のアディヤカラキヤ [アシカ] 土地は、かれにはウンヤバダータが享有した 200 nivartana
[の面積の土地] であつたが、こゝは自分の土地 (asmat-kṣetra) の 200 nivartana であつて、われわれはこれを
Tekirasi の修業者に与える。

しかし、この土地には免稅を与え、「役人が」立ち入ることも触れることもなく、塩を採る税を課さず、郡役
人が干渉することがない、すべての租税を免じる。これによりての免除がおこなわれ、この土地の免除は録さ
れる。

「この旨を」口頭で命令され、官吏 Śivagupta が記し、Mahāsvāmī が「それを」保管した。

この文書 (patīkā) は、「治世」一八年、雨季の第1 pakṣa (半月) の一日に与えた。Tapasena がおこなった。この碑文の最後に見える patīkā (文書) に関する記載から、王がこの土地の施与を記した文書を作成して、それを仏教サンガに渡したことは明らかであり、それ故、この碑文は文書をそのまま写したものである。この碑文の後にスヴァースティカを刻し、それにすぐ続いて同王の治世二十四年の(B)碑文が刻されているので、両者は同じときに刻されたものと思われる。(C)と(D)の碑文にも(A)碑文と同様な箇所に patīkā の語が見られるので、これらも王が渡した文書を写したものと考えてよいであろう。

これらの四つの碑文の記載項目を見ると、前文・主文・後文の三部分に分かれ、第一節で述べた記載項目のうち、(1)祈願、(2)発布地、(3)施与者、(4)地方官吏に対する告知、(5)施与の土地あるいは村落、(6)被与者、(8)被与者に譲与された特権、(12)年月日、(13)文書作成にたずさわった者について記されている。(ただし、(D)カールレ碑文には(1)・(2)・(3)が欠けている)これによつて、サーダヴァーハナ朝の文書は四世紀以後の銅板文書の内容と形式とをほぼそなえていたことが知られるであろう。

さらに、この記載には二つの特徴が注意されよう。第一は、(4)告知の対象が地方官吏だけであり、しかもその人名を記していることである。四世紀以後の銅板文書では、人名を記すことがなくなるとともに、地方官吏ばかりではなく村民も記され、さらに施与に直接関係のない者が列挙されて、ついには官職のリストのように皇太子以下五十ほどの職名が記された。この変化を見ると、サーダヴァーハナ朝碑文のように、施与の実施を直接に担当する地方の長吏だけに告知するというのが、この告知の記載の最初の形式であったと思われる。

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

第一には被与者に譲与された特権の記載であつて、四つの碑文は、いずれも、*āpāvesanā anomasa alonākhdakam arathā-savinyikām savajāta-pārīhārika ca* ([役人が]立入ることも触れることがない、塙を採る税を課さず、郡役人に干涉されぬことだべ、すべての租税を免じる) と記してある。⁽⁴³⁾ 一代の王の碑文がこのように同じ語句を記してゐるのは、さうしたにサータヴァーハナ朝の村落や土地の施与の制度が定まつたことが推測される。

しかも(A)と(B)の碑文は土地施与、(C)と(D)の碑文は村落施与を記してゐるが、この譲与された特権の記載にはなんらの相違がない。この点はその後の銅板文書でも同じである。注目すべきことは、(B)碑文の施与地は王有地(*rājā-ksetra*)と明記されていることであり、(A)碑文の土地については、かつてウシヤバダーダが享有了した地で、この地方の回復のあとに王の所有に属した地である。そして、(B)碑文から推測すると、この地は未耕地であったと思われる。

これらの特権については別稿で考察する予定であるが、ここには、租税免除、地方官の干渉からの免除、採塙税の免除が記されており、これは第二章で述べた『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』にはみられず、この王朝で定められたものであろう。そして、これらの語句はサータヴァーハナ朝滅亡後に出現した四・五世紀のデカンの諸王朝の銅板文書のなかに継承されている。第一節に訳出したラバーヴアティーグブターの銅板文書でも見ることができるであろう。それらの諸王朝ではサータヴァーハナ朝の文書を手本として、それぞれの銅板文書を作成したのである。

1 CII. ii. 1. pp. 4f.

2 CII. ii. 1. p. 47f., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 124f. J. Marshal, *Taxila*, Vol. 1, Cambridge, 1951, pp. 47f. Patila の年代については、論議がなされてゐるが、この七八年を西暦前一五五年から始める紀元の年数にして、前七七年といふすべの説が有力である。cf. A. K. Narain, *The Indo-Greeks*, Oxford, 1957, pp. 142ff., W. W. Tarn, *The Greeks in Bactria*

and India, 2nd ed., Cambridge, 1951, pp. 494ff., A. D. H. Bivar, The Kusāna trilingual, *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, Vol. 39, 1976, pp. 333ff. 堀田惣『仮像の起源』、新波龍也「一九六七年」、111頁。

3 CH. ii, 1, p. 141. うなじに國姓をもつてゐる。西暦十七年である。

4 EI. xxi, p. 259, J. Marshal, *op. cit.*, p. 327, Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 131f. タリハカニ圭の年代について後注

28 参照。

5 第16章の「アーラム」は「アラム」の「アラム」である。第16章の「アーラム」は「アラム」の「アラム」である。第16章の「アーラム」は「アラム」の「アラム」である。

6 Lüders' List, No. 937. EI. xxii, p. 3, Sircar, *Select Inscriptions*, p. 82. ルベガウル『アラム語字典』ト、春秋社。

7 丸長ノ年、111K 1画でトシノ羅余わふく。N. G. 須誠著 *Journal of the Asiatic Society, Bengal*, Vol. 18, Letters, 1952, p. 3/4 に譲翻する。

8 EI. xxi, p. 85, Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 79f.

∞ C. S. Upasak, *The History & Palaeography of Mauryan Brahmi Script*, Nalanda, 1960.

9 ナーラムトシノ羅余ノスハツ Vidyā Dehejia, *Early Buddhist Rock Temples, A Chronological Study*, London, 1972, *Maharashtra State Gazetteers, History*, Part 1, Ancient Period, Bombay, 1967, Chap. 2 (A. S. Alekar), K. A. Nilakanta Sastri (ed.), *A Comprehensive History of India*, Vol. 2, Madras, 1957, Chap. 10 (K. Gopalachari), Douglas Barrett, *Sculptures from Amaravati in the British Museum*, London, 1954, pp. 11—20, *The History and Culture of the Indian People*, Vol. 2, Bombay, 1951, Chap. 13 (D. C. Sircar).

10 EI. viii, pp. 60ff. No. 2, Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 203ff.

11 ナーラムトシノ羅余 Maharashtra State Gazetteers, History, Part 1, pp. 147-154, etc. 参照。

→ ハヌの鋼板文書の形似したオサムの文書

111111

23 画面文は、おのれの贈与の行為の記載を別にすれば、他の仏教石窟等進銘と大きな違いがない。

- 24 シャカ紀元紀年文のアーチーク学的研究 D. C. Sircar, Andhau fragmentary inscription of Caṣṭana, year 11, *Journal of Indian History*, Vol. 48, 1970, pp. 253-7, *The History and Culture of Indian People*, Vol. 2, p. 180, *Comprehensive History of India*, Vol. 3, pp. 274 ff. (J. N. Banerjea), H. Raychaudhuri, *Political History of Ancient India*, 6th ed., Calcutta, 1953, pp. 484ff. André Maricq, The Date of Kanis̄ka, *Papers on the Date of Kanis̄ka*, edited by A. L. Basham, Leiden, 1963, pp. 178ff, etc.
- 25 講説者の年代算出法は、カウタッパルマニ = シャータラカルリが十ヶ年を破った年としていた。トーラムの碑文（前述の碑文）の「10年を基礎とする」のカールン碑文の一四年を考慮に入れていたが、その年は本文のものより四年の少しだけ早くあらわす。

26 サルカル出土文書は、10K-110年とされる。

- 27 最近シャカ・タナの初期の碑文が新たに発見され、やむと記された年は、シカカ紀元の年と考えられる。S. Gokhale, Andhau inscription of Caṣṭana, Šaka 11, *Journal of Ancient Indian History*, Vol. 2, 1968/9, pp. 103-11. 附録のサルカル出土の碑文の後注3のカウタッパルマニ出土の碑文とも一致。

- 28 cf. A. L. Basham(ed.), *Papers on the Date of Kanis̄ka*, Leiden, 1963, B. G. Gafurov etc. (ed.), *Central Asia in the Kushan Period*, 2 vols., Moscow, 1974-75.
- 29 cf. E. J. Rapson, *Catalogue of the Coins in the British Museum, Catalogue of the Andhra Dynasty, the Western Kshatrapas, the Traikutaka Dynasty and the Bodhi Dynasty*, London, 1908, pp. 1xxxviiif. トーラムの近くの Jogalihembi からバーナーの貨幣が 111-115 年の間に発見された。その約 115 の 115 カウタッパルマニ = シャータラカルリが古銭である。この銅板文書の発見によるものである。

て、かれの印が刻されている。

比定したが、カンダラワ^ト氏^トは^トお^トし^ト疑義を抱いた (Karl Khandalavara, Brahmapuri, *Lalit Kala*, No. 7, 1960, p. 46)。この文の、^トか^ト Govadhanasa-Benākaṭa-svāmi ふ^トお^トは^ト碑文の Navanara-svāmi う^ト固^トく^ト、発布地を示した^トの^ト考^トえられる^トの^トや、本文ではカルカール氏^トの解釈 (Sircar, *Select Inscriptions*, P. 198n) は誤り^トと^トお^トいた^トが、後考を俟ちた^ト。なお、Govaddhana は前述の^トも^トの^トナーシク地域^トや^ト、Benākaṭaka は Benya 河沿い^トに^トあ^トいた^ト地^トと考^トえられて^トいる^ト。

42 Tekirasi せナーシクの石碑の地^トや^ト。

43 サルカル氏^ト、^トれを^トい^トの^トサンベクリ^トヤ^トに^トな^トお^トし^ト。 aprāveśyam anāvamarśyam alvaṇa-khātakam a-raṣṭra-sāmvinayikam sarvajati-pārihārikām ca.

五 グプタ時代の銅板文書

1 グプタ朝の銅板文書

3310年ひる建国されたグプタ帝国が北イン^トドを統一支配し、そのおんやベラモンの宗教と文化が尊重され^ト、古典サンスクリット文化の爛熟した花が咲き誇り、カーリダーサなどの詩人・作家が現われたことは、^トひと詳述する必要がないであ^トる⁽¹⁾。この時代には、サムドラグプタの軍事的功業と芸文の才とをたたえたハリシ^トーナ (Hariṣeṇa) 作の有名なアーラーベード⁽²⁾石碑^トをはじめとして、歴代の王の碑文や貨幣などの銘文も、また個人が作った碑文も、すべてサンスクリットで書かれてい^トる^ト。

グプタ朝前、つまり3世紀以前の碑文を見ると、それらはアーラーベードで書かれた^トのが圧倒的であった。そのインドの銅板文書の形式とそのほじまりに^トい^トる^ト

ラークリットに対しサムスクリットがしだいに大きな影響を及ぼすようになつたが、サンスクリットで書かれた碑文はわずかに発見されているにすぎない。そのなかで有名なのは、シャカ民族のルドラダーマンのギルナール石碑であつて、一五〇年にかれがサウラーシュトラの Sudarśana 湖の灌漑施設を修復したことを記念して、かれの功業をカーヴィヤ体でたたえたものである。

だが、この異民族の支配者に對して、前節に述べたサータヴァーハナ朝は、かれら自身バラモンと称して、クシャトリヤの誇りと慢心を碎いたと述べ⁽⁴⁾、またバラモンの宗教と文化を採用して、馬祠祭をはじめとする多くのヴェーダ的儀式を施行したと誇っている⁽⁵⁾が、この王朝ではすべての碑文はラークリットで書かれている。文学史の上では、この王朝はラークリット文学の保護者として記憶されており、ラークリット詩文選集として有名な『サッタサイー』(Sattasai 七百頌) は、同王朝のハーラ (Hāla) 王が編纂したと伝えられ⁽⁶⁾、また、ラークリットの『ブリハットカターア』(Brāhatkathā 大説話) を作ったといわれるグナーディヤ (Guṇāḍhya) は、この王朝の都プラティッシュターナ (Pratiṣṭhāna) に生まれて、同王朝に仕えたと伝えられている⁽⁷⁾。

J のように、グプタ朝は、それ以前に一般に用いられていたラークリットにかわって、バラモンの雅語であるサンスクリットをいわば公用語として採用し、それによつてサンスクリットは碑文の言語として確固たる地位に据えられた。このことはグプタ朝の一つの性格を物語つているようだ。それ以後、長い間、インド・アーリヤ語が使用された地方では、碑文はサンスクリットで書かれたのであって、その他の言語で書かれたものは発見されていない。この碑文上のサンスクリットの地位は、十一世紀に至るまで決して揺ぐことがなかつた⁽⁸⁾。これはインドの言語と文化の歴史において注意すべきことであらう。

ところだ、グプタ朝の歴代の王が村落や土地を施与したことを刻した銅板文書は、サムドラグプタのものとヴァイニヤグプタ (Vainyagupta) のものとが発見されているにすぎない。サムドラグプタのものは、仏教遺跡として名高いナーランダ (Nalanda) から発見されたもの⁽⁹⁾、その南西のガヤー (Gaya) から発見されたものである。⁽¹⁰⁾ 前者はこの王の治世五年に、後者は同じ治世九年に、いずれも村落をバラモンに施与したこと記したものである。両銅板文書は Gopasvāmī という者の命令によって書かれたと記されており、両者の文章がほとんど同じであるし、発見地はそろ遠く距つていい。

両者のうち先に発見されたガヤー銅板文書について、解読者フリーム (J. F. Fleet) は、字体が新しくないと、サムドラグプタの名が主格であるのに対し、その前に書かれた修辞句が所有格で書かれていることから、後世の偽作であると断じた。その後ナーランダ銅板文書が発見されると、両者の真偽に関して諸学者の間で論じられたが、今日では字体と記載の点から偽作と見なされている。⁽¹¹⁾

ヴァイニヤグプタのものは、ベンガル東部 (今日のバングラデーシ) の Gunaiighar (Tippera District) から発見され、グプタ紀元一八八年 (西暦五〇八年)、大乗仏教のサンガに多くの土地を施与したことを記したものである。⁽¹²⁾ 五〇八年といえど、グプタ朝の衰退期にあたっている。かれはその名と Drāḍasāditya という別名とからグプタ朝の一族であろうと思われるが、グプタ朝のナラシムハグプタ (Narasimhagupta) ふくのような血縁関係にあつたのか明らかではない。ナーランダ発見のかれの粘土印には、グプタ朝の歴代の王が用いた「大王の王」という称号が記されており、⁽¹³⁾ またかれの金貨が発見されている。だが、かれがグプタ朝の王位に即いたのではなく、ベンガルで一時独立した勢力をもつたと考えるのが通説であつて、今後新資料が発見されるまでは、この説に従つておきたい。

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

以上のように、グプタ朝が隆盛をきわめた四・五世紀には、歴代の王が村落や土地を施与したことを刻した真正の銅板文書はいまだ発見されていない。しかしながら、チャンドラグプタ一世のとき北インドに旅行した法顯の記録のなかには、

「仏の船泥洹 (parinirvāna) の後より、諸国の王、長者、居士は、衆僧のために精舎を起し、田宅・園圃・民戸・牛犢を供養し、鉄券を書録す。後の王は相伝え、敢えて廢する者なく、今に至りて絶えず。⁽¹⁶⁾」

と記されている。つまり、王や富裕な者が仏教僧院を建立して、土地・園地・人民・牛を寄進し、それを「鉄券」に書いたという。その限りにおいて、この記事は法顯が見聞した事實と考えてよいであろう。それでは「鉄券」とはなんであらうか。これを金属板に書かれた文書と解釈するならば、それは銅板文書以外に考えることができないである。この記事から、グプタ朝が銅板文書を作成していたことがうかがわれるのである。

グプタ時代には、その他に銅板文書がいくつか発見されている。一つは、別稿で述べたところの、クマーラグプタ一世以後、五・六世紀のベンガルで作成された十五の土地売買文書である。それらは、いずれも、viṣay-ādhikarṇaなどとよばれた郡の役所で未耕地を売却し、それを購入した者がバラモン、ヒンドゥー寺院や、ジャイナ教寺院に寄進したことを記したものである。銅板に付された印章の銘からいって、これらの文書は郡の役所が認許した文書である。⁽¹⁷⁾

もう一つの銅板文書は、スカンダグプタのじとのグプタ紀元一四六年（西暦四六六年）、Devavīṣṇu によるバラモンの商人がヒンドゥー寺院に対し貨幣を寄進して、それを油商人の組合 (taṭika-śreni) に預け、この組合が利息として 2 pala の重量の燈明油を寺院に供へることを刻したものであつて、C. A. S. Indor (Bulandshahr District) から

発見された。⁽¹⁸⁾

このような県の役所や個人が作成した文書は、現存の四世紀以後の碑文のなかで数少ないものであり、それがグプタ時代に存在したのである。しかもそれが銅板を材料として作られたのであるから、グプタ朝が村落や土地の施与にあたって銅板文書を作成したことは疑いないであろう。

さらに、グプタ朝が銅板文書をさかんに作成したことを示すのは、前節で述べた *tamrapati* という語であつて、⁽¹⁹⁾ グプタ時代にすでに、銅板を意味するこの語は銅板文書をもつて施与された村落や土地をさかんになつてゐるのである。これと並んで考えるべきことは、施与された村落や土地を意味するアグラハーラ (*agrahāra*) といふことばである。⁽²⁰⁾ これは三世紀以前に作られた碑文には全く見出せず、前述のサータヴァーハナ朝のナーシク碑文では、この語が使われてしかるべきところに、*bhikṣuhala* (ビクの土地) といった他の語が用いられている。また三世紀以前に著わされたことが確実な文献にも、この語が見られないようである。しかるに、グプタ時代になると、サムドラグプタの銅板文書には、それは前述のように偽作とされてゐるが、村落がアグラハーラとして施与されたことを記し、その村落を享有するバラモンは *agrahārika* とよばれてゐる。⁽²¹⁾ また、スカンダグプタのときの Bihar (Patna District) 石柱碑文には、破損がはなはだしいが、あるアグラハーラ村落の 3 *arīsa* —— この村落から徵収される租税の一一定分が二つと ⁽²²⁾ いう意味であろう —— と記され、*saulika* & *gulmika* という官吏と並んで *agrahārika* が見出される。このようなに、アグラハーラという語はグプタ時代になつてさかんに使われるようになつたと考えられる。

2 南インドの諸王朝の銅板文書

つぎに南インドの問題に移ろう。二世紀に入つてほどなくサーダヴァーハナ朝が滅亡すると、デカン統一支配は破
イー・
ンドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

れて、その領域内の諸地方に新しい王朝が割拠する状態となつた。⁽²⁴⁾ 現存最初期の銅板文書はこれらの王朝によつて作成されたものであつて、いずれもブラークリットで書かれてゐる。それらを列挙すれば、(1)のとおりである。

(1) ペッラヴァ朝シヴァスカンダヴァルマン (Sivaskandavarman) が皇太子 (yuvamaharaja) のふるに発布した Mayidavolu (Guntur District) 銅板文書。⁽²⁵⁾ 一村落を一人のバラモンに施与したことを記す。これが作成された年は 100 年と記されおり、それはかれの父王と考えられるシンハヴァルマン (Sinhavarman) の治世の年である。

(2) 同じくシヴァスカンダヴァルマンの治世八年の Hirahadagalli (Bellary District) 銅板文書。以前に父王が 111 人のバラモンに對して施与した園地 (vātaka) を確認し、あわせて他の土地をかれらに施与したことを記す。

(3) 同王朝スカンダヴァルマンのむめの Gunapadeya (Guntur District) 銅板文書。⁽²⁷⁾ 皇太子ブッダヴァルマン (Buddhavarman) の妃 Cārudēvi がヒンヌー寺院に對して土地を施与したこと記す。

(4) ブリハットバラーヤナ朝ジャヤヴァルマン (Jayavarman) の Kondamudi (Krishna District) 銅板文書。⁽²⁸⁾ 治世 10 年、一村落を八人のバラモンに施与したことを記す。

(5) シャーランカーヤナ朝デーガヴァルマン (Devavarman) の銅板文書。⁽²⁹⁾ 発見地不明。治世 111 年、あるバラモンに土地を施与したことを記す。

(6) 同王朝ナンディヴァルマン一世 (Nandivarman I) の Kanukollu (Krishna District) 銅板文書。⁽³⁰⁾ 治世 1 四年、四ヴァーダに通じたバラモンたちに對して一村落を施与したことを記す。

(7) 同王朝アチャンダヴァルマン (Achanḍavarmān) が皇太子であったときに発布した銅板文書。⁽³¹⁾ 出土地不明。二人のバラモンの兄弟に對して一村落を施与したことを記す。施与の年の 115 年はこの皇太子の父王と考えられるナンデ

イヴァルマン一世の治世の年であろう。

(8) ヴィンディヤ・シャクティー³²⁾ (Vindhyaśakti II) の Basin (Akola District) 銅板文書。治世三十七年、アタルヴァヴェーダ学派³³⁾ (Atharvaṇa charāṇa) に属するバラモンたちに対し一村落を施与したことを記す。

(贈与の功德を述べた韻文は、(1)と(4)以外の銅板文書に見られるが、いずれもサンスクリットで書かれ、また(8)の王とその父祖の記載もサンスクリットで書かれている。)

これらの銅板文書のあとになると、南インドの諸王朝の銅板文書はラークリットにかわってサンスクリットで書かれるようになった。これらの銅板文書は王朝が發布した特許状であるから、そこに記された言語は王朝の公用語といえよう。それ故、南インドの諸王朝はここに公用語の上で重要な変化を遂げたのである。

それでは、前述のラークリット銅板文書はいつごろのものであり、銅板文書の言語としてラークリットにかわってサンスクリットが採用されたのはいつごろであろうか。碑文学者の間には、この時期の銅板文書について、ラークリットのものがサンスクリットのものより古いという仮説があるように見受けられるが、現在のところ、それを否定する資料は提出されていない。だが、これらの銅板文書には施与の年が各王の治世の年をもつて記されているが、それが西暦何年にあたるのかわからない。そのため、年代に関する問題は研究者の間で一致した意見が得られていない状態である。そこで、諸説を参考としながら、各王朝ごとに述べてみよう。

サーダヴァーハナ朝の衰退後、一二三〇年ごろからアーンドラのクリシュナーとグントール地方を支配したのは、イクシニヴァーク朝であり³⁴⁾、四代の王が数十年にわたって統治した。そのあと、パッラヴァ朝はこれを倒してグントール地方からベラリー地方まで勢力をふるい、ついでタミルナードのカーンチーを都として、南インドの有力な王朝と

なつた。⁽³⁵⁾ この王朝で最初に知られている王はシンハヴァルマン (Sinhavarman) であつて、かれがヒンダウー寺院に寄進したこと記したブラークリット碑文が Manchikallu (Guntur District) から発見されている。前述の(1)と(2)の銅板文書を発布したシヴァスカンダヴァルマンは、かれの子であり、また(3)のスカンダヴァルマンはこのシヴァスカンダヴァルマンと同一人であるとするのが通説であり、この説は認めでよいであろう。

シヴァスカンダヴァルマンの統治年代は、三世紀末から四世紀中頃までの間に求められており、マハーリングガム (T. V. Mahalingam) 氏によれば、三四五—五五年ごろであるといふ。⁽³⁶⁾ グプタ朝サムドラグプタは、有名なアラーハーバード石碑のなかに、南インドに遠征して、カーンチーのヴィシュヌゴーパ (Viṣṇugopā) を破つたと述べられており、この遠征の年代は三五〇年ごろと考えられる。ここに記されたヴィシュヌゴーパとシヴァスカンダヴァルマンとの関係は、確証を見出すことができないが、後者は前者よりも前の王であるとするのが一致した意見である。そうすると、パッラヴァ朝の(1)・(2)・(3)の三つのブラークリット銅板文書はすべて四世紀前半のものと考えられる。

そのあと、パッラヴァ朝では、六世紀後半のシンハヴァルマン (Sinhavarman) に至るまでに、十一のサンスクリット銅板文書が発見されている。⁽³⁷⁾ それらを発布した諸王の系譜と年代については、研究者の意見が必ずしも一致していないが、スカンダヴァルマン (Skandavarman) の治世三十三年の Omgodu (Guntur District) 銅板文書がそのなかで motifsとも古いことは異論がない。この銅板文書の年代は五世紀前半に求められよう。したがつて、この王朝では、四世紀中頃から五世紀前半にかけてサンスクリットが採用されたのである。

つぎに、(4)のブリハットバラーヤナ朝については、この銅板文書が発見されているにすぎない。おそらく、イクシユヴァーク朝の滅亡後、グントール地方で興つたこの王朝は、四世紀前半、ジャヤヴァルマンのときにさかえたが、

ほどなくつぎに述べるシャーランカーヤナ朝によつて滅ぼされたのである。⁽⁴²⁾

シャーランカーヤナ朝は、ヴェーンギー (Wengi 今田の Peddavegi, Krishna District) に都し、アーンダラ地方を支配した王朝である。この王朝の系譜と年代については意見が一致していないが、サルカール氏の説は上掲の表のとおりである。前述のサムドラグブタが南インド遠征で破つたというハスティヴァルマンは、この表の同名の二世ではなく一世に比定すべきであると思われる。⁽⁴³⁾ ブラーキリスト銅板文書を発布した三人の王は、このハスティヴァルマン一世よりあとに王位に即いたのであるから、かれらの統治年代は四世紀後半から五世紀はじめと考えねばならない。

アチャンダヴァルマンは、前述(7)の皇太子のときのブラクリ

ット文書のほかに、治世四年にサンスクリット文書を作成しており、それ以後の王の銅板文書はサンスクリットで書かれている。そうすると、この王朝では、アチャンダヴァルマンのときにブラーキリストからサンスクリットに変つたのであり、その年代は四世紀末に求めることができるであろう。

銅板文書の言語が変るこの時期には、言語の上で特色ある銅板文書が現われていふ。その一つはシャーランカーヤナ朝ハスティヴァルマン一世の Penugonda (West Godavari District) 銅板文書である⁽⁴⁴⁾。ブラーキリストとサンスクリットの語句が混ざり合つてゐる。もう一つは、四世紀末になると考へられるところの、ダントウール地方を支配したアーナンダ (Ananda) 朝ダモーダラヴァルマン (Damo-daravarman) の Mattepad (Guntur District) 銅板文書であつて、そこには一村落

を施与された一八人のバラモンの名とゴートラとがブラーク
リストで、その他はサンスクリットで書かれている。⁽⁴⁸⁾

最後になってしまったが、ヴァーカータカ朝は、サーダヴァ
アーハナ朝滅亡後、ヴィダルバ地方でさかえた有名な王朝で
ある。上掲の表で見られるように、この王朝は四世紀に入つ
て二つの政権に分裂した。前述の(8)のヴァンディヤシヤクテ
ベー世は Vatsagulma (今曰の Basim, Akola District) に都し
て、ヴィダルバ地方西部を支配した王であつて、その年代は
三五〇年といふと考えられている。かれから四代あとのハリシ
ハーナ (Hariṣeṇa) のとき、すなわち五世紀後半には、Va-
rāhadēva がつくったカーヴィヤ体のサンスクリット碑文が、

有名なアジヤンターとその西のガトートカッチャ (Ghatotka-
cha) の仏教石窟で発見されている。またハリシヒーナの父デ
ーヴアセーナ (Devasena) のサンスクリット銅板文書の最初の一
枚が発見されており、この王のときのシャカ紀元三
八〇年 (西暦四五八年) のサンスクリット石碑が最近 Hiss-e-Borale (Akola District) から発見されている。⁽⁵⁰⁾

他方、第二節で例示したむしろのラバーヴァティークターの銅板文書は、この王朝の現存最古のサンスクリット銅板文書であつて、五世紀前半のものと考えられる。彼女の夫王ルドラセーナ二世はいわゆる Main Branch に属

ヴァーカータカ朝系譜

1	Vindhyaśakti I		
2	Pravarasena I		
	Gautamiputra	[Vatsagulma Branch]	
3	Rudrasena I	1 Sarvasena	
4	Pr̥thiviṣena I	2 Vindhyaśakti II	
5	Rudrasena II	3 Pravarasena II	
	妃 Prabhāvatiguptā	4 (不明)	
	— 6 Divākarasena	5 Devasena	
	— 7 Dāmodarasesa	6 Hariṣeṇa	
	— 8 Pravarasena II		
	9 Narendrasena		
	10 Pr̥thiviṣena II		

し、この王家でも、はじめはプラークリットを使用していたのに相違なく、ルドラセーナ一世の祖父ルドラセーナ⁽⁵²⁾世のものと考えられる石碑がナーグブルの近くから発見され、これはプラーカリットで書かれていた。このように、ヴァーカータカ朝の二つの王家では、四世紀後半から五世紀前半にかけて、プラーカリットにかわってサンスクリットが銅板文書の言語として採用されたのである。

以上に述べたように、南インドの諸王朝では、四世紀中頃から五世紀前半にかけて、銅板文書の言語がプラーカリットにかわってサンスクリットになった。この変化は銅板文書ばかりでなく碑文全般についていえることであつて、四世紀中頃まで碑文の言語として圧倒的な地位を占めていたプラーカリットは、五世紀前半になると消えてしまったのである。

やうにいえば、南インドでは、六・七世紀から、タミル語、カンナダ語と、テルグ語の碑文が現われ、その後これらのドラヴィダ語の碑文は、各王朝のもとでしだいにさかんに作られるようになり、今日非常に多数のものが残つてゐる。このためにサンスクリットの碑文は相対的に少くなつたけれども、決してなくなつたわけではない。とりわけ諸王朝が発布した銅板文書はサンスクリットで書かれるのが原則であつて⁽⁵³⁾、その記載のなかで、施与地の境界や被与者に譲与した特権に関する記載といった、サンスクリットで書くことが不便なところに、それぞれの地方の言語が使われたにすぎなかつた。銅板文書のなかで全文がサンスクリットではなく地方語で書かれたものは、きわめて少くなつた⁽⁵⁴⁾。この銅板文書をサンスクリットで書くところが、銅板文書の一つの特徴を示しているといふべきである。

1 cf. A. B. Keith, *A History of Sanskrit Literature*, Oxford, 1923, pp. 74ff., M. Winteritz, *Geschichte der indischen Literatur*, Bd. 3, Leipzig, 1920, S. 38ff., (中野義照訳『ヒン두の純文学』高鈴山大学日本印度学系 一九六六年 三五頁)
ヒン두の銅板文書の形態とそのばんあつたつくり

- 21^o R. N. Dandekar, Religion and philosophy in the age of the Guptas (circa 200-700), *Rocznik Orientalistyczny*, Vol. 21, pp. 85-107, Ditto, Literature and science in the age of the Guptas, *Journal of the University of Poona*, Humanities Section, No 7, pp. 1-36.
- 22 *CII*. iii. pp. 6ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 263ff. cf. G. Bühler, The Indian inscriptions and the antiquity of Indian artificial poetry, *IA*. xlii. 1912, pp. 172ff. *古國語「史書大綱の歴史」* 東洋文化 1' 1950年。
- 3 *EI*. viii. 42ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 176ff., cf. G. Bühler, *op. cit.*, pp. 188ff.
- 4 *EI*. viii. p. 60, II. 5-7, Sircar, *Select Inscriptions*, p. 204.
- 5 *Archaeological Survey of Western India*, Vol. 5, pp. 60ff. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 193ff. cf. *Maharashtra State Gazetteers, History*, Part 1, pp. 182ff.
- 6 cf. R. G. Basak, *The Prakrit Gathā-Sapissuti*, Calcutta, 1971, V. V. Mirashi, *Studies in Indology*, Vol. 1, Nagpur, 1960, pp. 70ff., *古國語『ナハクニカヘトナガル』・印波全書* 1' 1971年' 1' 1971年。
- 7 *古國語・前編* 1 四大眞言。即本經『カタ・カコ・カ・カニカ』*印波文庫* 1' 1971年' 1' 1971年。
- 8 ハ・ム・アーリヤ語に属する諸地方語は、碑文の如語もしくは、ナハクニカヘトナガルの出現などから、アーリヤ語の如語もしくは、アーリヤ語に属する諸族のこわば刃境の如語が出現する。ナハクニカヘトナガルの如語もしくは、アーリヤ語の如語は、アーリヤ語の如語が出現する。
- 9 Hirananda Sastri, *Nalanda and its Epigraphical Materials*, Delhi, 1942, p. 78, *EI*. xxv. pp. 52f., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 271f.
- 10 *CII*. iii. pp. 256f., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 273f.

- 11 Gopasvāmin ○^{トトニ} anu (or anya) -grāmākṣapātādhikṛta トトニ
haplupati ト mahāvalādhikṛta トが訛る。ガヤー銅板文書の被執者 Gopadevasvāmin トある、サルカール氏が推定したところ (Sircar, *Select Inscriptions*, p. 273n.) との同者が同一人であることを知れた。
- 12 偽作説のなかで、サルカール氏の説が有力であつたが、かれは両銅板文書を同一人の手になる偽作であると認じた。かれの論拠を紹介すれば、(1)その文書は、(2)朝初期の碑文には、(3)その区別があつたが、(4)それはみられない。(1)にはサムラグバタが馬祠祭を施行したとする、(2)アーラー・ベーラー石碑などから確認される。(3)には、(2)の称号として paramabhāgavata ト置してあるが、これまた他の資料から確認することができる。チャハニヤー(ト)タマ後、タタ朝で「^トタマ」の信任がやむこなない。HIの称号として前記のものが用いられるようになつた。(4)は (EI. xxvi. pp. 135f.)^o cf. *Journal of the Bihar Research Society*, Vol. 52, 1966, pp. 20ff., 52ff.
- 13 IHQ. vi. pp. 53ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 34ff.
- 14 IHQ. xix. p. 275, Hirananda Sastri, *op. cit.*, p. 67.
- 15 R. C. Majumdar, *History of Ancient Bengal*, Calcutta, 1971, p. 40. cf. B. P. Sinha, *The Decline of the Kingdom of Magadha*, cir. 455-1000 A. D., Patna, 1954, pp. 96ff.
- 16 抽稿「五・六世紀ハヤンの土地売買文書についての若干の問題」参照。
- 17 CII. iii. pp. 70f. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 319f. トアチャーラト Achalavarman ト Bhṛkunṭhasinha トの二人が建立したものの追跡。
- 18 足立嘉六『考證法顯』 一九三六年、二二章九三頁。
- 19 トタカバーハだ、トカヤーの場合は brahmāgrahara トハニタ一寺院の場合トは devāgrahara ト教サンガの場合は saṅghāgrahara ト。なぜならトがおいたが、トれの語はわざかな銅板文書に見出せねども御はる。トタカバーハのトハニタのトの銅板文書の形状ハナのせじあるといふ。

古くからの文献にしばしばみられるのは、*ब्रह्मदेवा* (brahmadeva) である。しかし、*ब्रह्मदाया* (brahmadāya) ともいわれた。これはバラモンに贈与されたものとの意味である。とくにバラモンに施与された土地や村落をさした。この語は三世紀以前に著わされた文献に見られる。四世紀以後の碑文でも使われている。また、ヒンドゥー寺院に与えられた土地や村落をさす語として、*देवाया* (devadeva) や *देवदाया* (devadāya, or devadaya) が使われた。

- 20 EI. vii. p. 64, No. 19, II. 4 & 5.
- 21 Sircar, *Select Inscriptions*, p. 272, I. 9, p. 274, II. 12 & 14.
- 22 シャルカール出はベガンダタアタのルムドリヤダヘー、ルのトハーネタマク (Pūrugupta) ①スムドリヤダヘー等。
- 23 CH. iii. p. 49, I. 13, p. 50, I. 29. Sircar, *Select Inscriptions*, p. 327.
- 24 四十六世纪の南印度諸王朝の歴史といふこと。*The History and Culture of Indian People*, Vol. 3, Bombay, 1954, pp. 177-226, 255-83, K. A. Nilakanta Sastri, *A History of South India*, 4th ed., Madras, 1976, pp. 99-114. 邦文
❷は、岸島時「南マハーラシタ国際の成立と発展」、新波譲南国歴史、1970年、18大-19頁、を参照。問題の多くは
❸か、朝など東部がカへの歴史といふこと。*D. C. Sircar, Successors of the Satavahanas in the Lower Deccan* (Calcutta, 1939) が、基礎的な研究であるが、シャルカール出等の軸を述べた意見をその後は発展された歴史として繰り返す。J.
◎逆々、K. Gopalachari, *Early History of the Andhra Country*, Madras, 1941, pp. 151-216, M. Ram Rao, *Studies in the Early History of Andhradeśa*, Madras, 1971, Sudhakar Chattopadhyaya, *Some Early Dynasties of South India*, Delhi, 1974, 280。
- 25 EI. vi. 86ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 458ff.
- 26 EI. i. pp. 5ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 461ff.
- 27 EI. viii. pp. 143ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 467ff.

